

富良野市地域防災計画

本編

富良野市地域防災計画(本編)の修正一覧

※字句修正等、軽微な修正は記載していません。

章		節		項目	本編 ページ	根拠法令等	主 な 修 正 内 容
第1章	総則	第4節	富良野市防災会議	防災会議の構成	1-3	日本通運(株)及び北海道電力ネットワーク(株)からの通知	・社名変更に伴い「北海道電力株式会社富良野ネットワークセンター所長」を「北海道電力ネットワーク株式会社富良野ネットワークセンター所長」に修正 ・「日本通運株式会社富良野支店長」を事業所閉鎖に伴い削除
		第6節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	指定地方行政機関	1-5	旭川地方気象台、北海道電力ネットワーク(株)及び日本通運(株)からの通知	・旭川地方気象台の記載内容整理に伴う修正 ・会社名変更に伴い「北海道電力ネットワーク株式会社富良野ネットワークセンター」に修正 ・事業所閉鎖に伴い「日本通運株式会社富良野支店」記載箇所を削除
		第8節	富良野市の概況	気候	1-10	気象庁通知	データ更新に伴い、年平均気温、年間降水量、降雪量を修正
第2章	災害予防計画	第1節	水害予防計画	予防対策	2-1	水防法	水防法改正に伴い、水防従事者の安全確保について明記
		〃	〃	現況	2-1	北海道開発局通知	重要水防警戒区域箇所数の更新
		第2節	水害予防計画	予防対策	2-2	災害対策基本法、内閣府「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正、「避難勧告」を廃止、「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正、「災害発生情報」を「緊急安全確保」に修正
		第4節	雪害及び寒冷予防対策	寒冷地対策の推進	2-7	北海道地域防災計画	冬期間でも使用可能なトイレの確保に努めることを明記
		第5節	土砂災害予防計画	土砂災害警戒区域等「1土砂災害警戒区域等の情報の周知及びハザードマップの作成について」	2-9 2-10	北海道新規指定等	北海道による土砂災害警戒区域等の新規及び再指定
		〃	〃	土砂災害警戒区域等「2情報の発令及び伝達」	2-10 2-11	災害対策基本法、内閣府「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正、「避難勧告」を廃止、「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正、「災害発生情報」を「緊急安全確保」に修正
		第8節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備計画	食料等の確保・供給	2-13	北海道地域防災計画	食料品のほか、感染症対策を踏まえたマスクや消毒液など備蓄品を明示

富良野市地域防災計画(本編)の修正一覧

※字句修正等、軽微な修正は記載していません。

章		節		項目	本編 ページ	根拠法令等	主な修正内容
第2章	災害予防計画	第8節	食料等の調達・確保及び 防災資機材等の整備計画	防災資機材の整備	2-14	北海道地域防災計画	非常用発電機の整備について明記
		第9節	避難整備体制計画	第9節前段	2-14	災害対策基本法、内閣府 「避難情報に関するガイド ライン」(令和3年5月)	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正、「避難 勧告」を廃止、「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正、「災害発 生情報」を「緊急安全確保」に修正
		〃	〃	避難所の整備及び周知の 推進	2-15	北海道地域防災計画	・段ボールベッドの備蓄や早期導入に努めることを明記 ・衛生面に優れたトイレを配備することを明記
		〃	〃	避難所の整備及び周知の 推進	2-16	北海道地域防災計画	・被災者台帳の作成、車中泊避難者への配慮、避難所における食 事の提供、新型コロナウイルス感染症への対策、在宅避難等につ いて明記
		第10節	要配慮者対策計画	避難行動要支援者への対 策(5)避難行動要支援者名 簿の更新及び管理	2-19	北海道地域防災計画	庁舎等に被災等の事態が生じた場合においても、避難行動要支援 者名簿活用に支障が生じないよう電子媒体と紙媒体の両方で保管 する等、適切な管理に努めることを規定
		第13節	防災知識の普及計画	市民等への防災知識の普 及	2-23 2-24	災害対策基本法、内閣府 「避難情報に関するガイド ライン」(令和3年5月)	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正、「避難 勧告」を廃止、「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正、「災害発 生情報」を「緊急安全確保」に修正
		〃	〃	市民等への防災知識の普 及	2-24	北海道地域防災計画	・学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充 実を図ることを規定 ・福祉との連携により、高齢者の避難行動への理解促進等に努め ることを規定
第3章	防災組織	第2節	組織計画	別図1 富良野市災害対策 本部組織	3-5	富良野市部設置条例他	組織機構改革等に伴う修正
		第2節	組織計画	別表1 富良野市災害対策 本部事務分掌	3-6~3- 11	〃	組織機構改革等に伴う事務分掌見直し
第4章	災害応急対 応計画	第2節	災害関連情報の受領及び 伝達計画	気候情報等の発表 2. 土 砂災害警戒情報	4-1	災害対策基本法、内閣府 「避難情報に関するガイド ライン」(令和3年5月)	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正、「避難 勧告」を廃止、「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正、「災害発 生情報」を「緊急安全確保」に修正
		第7節	災害広報計画	前段	4-10	情報伝達手段の多重化	災害時における広報手段として、ヤフー防災速報アプリ、SNS(フェ イスブック)の活用を追記
		第9節	避難対策計画	避難実施責任者及び措置 内容並びに連絡及び協力	4-13 4-14	災害対策基本法、内閣府 「避難情報に関するガイド ライン」(令和3年5月)	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正、「避難 勧告」を廃止、「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正、「災害発 生情報」を「緊急安全確保」に修正

富良野市地域防災計画(本編)の修正一覧

※字句修正等、軽微な修正は記載していません。

章	節	項目	本編 ページ	根拠法令等	主な修正内容		
第4章	災害応急対応計画	第9節 避難対策計画	避難指示等の周知	4-15	北海道地域防災計画	避難指示等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに対象者事取るべき避難行動がわかるよう伝達することを明記	
		〃	〃	〃	4-15 4-16	災害対策基本法、内閣府「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正、「避難勧告」を廃止、「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正、「災害発生情報」を「緊急安全確保」に修正
		〃	〃	避難所の開設及び運営	4-17	北海道地域防災計画	避難所における感染症対策のため、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて平時から検討するよう努めることを規定
		〃	〃	関係機関等への報告	4-18	災害対策基本法、内閣府「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正、「避難勧告」を廃止、「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正、「災害発生情報」を「緊急安全確保」に修正
		第11節 災害整備計画	応急対策の実施「5.避難指示等の発令」	4-21	〃	〃	
		第12節 交通応急対策計画	緊急輸送のための交通規制「2.緊急通行車両の確認手続(1)」	4-24	〃	〃	
		第14節 食料供給計画	実施責任	4-26	北海道地域防災計画	農林水産省の役割等の変更及び米穀の買入・販売等に関する基本要領の規定に基づく修正	
		〃	〃	食料の供給	4-27	北海道地域防災計画	農林水産省の「役割等の変更及び米穀の買入・販売等に関する基本要領の規定に基づく修正
		〃	〃	食料の供給対象者及び需要の把握等「1.供給対象者」	4-27	災害対策基本法、内閣府「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正、「避難勧告」を廃止、「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正、「災害発生情報」を「緊急安全確保」に修正
		第15節 給水計画	実施責任「4.重要給水施設」	4-27	市の優先的給水施設の明確化	市の優先的給水施設の明確化に伴う修正	
		第35節 災害ボランティアとの連携計画	災害ボランティアセンターの設置及び運営	4-61	災害ボランティアセンターの設置場所の変更	災害ボランティアセンターの設置場所の変更	

富良野市地域防災計画(本編)の修正一覧

※字句修正等、軽微な修正は記載していません。

章		節		項目	本編 ページ	根拠法令等	主な修正内容
		第40節	罹災証明の発行計画	罹災証明等の交付体制の整備	4-66	北海道地域防災計画	罹災証明発行の際、航空写真や被災者撮影の写真等を活用するなどし、住家被害の調査・判定を早期に実施できるように努めることを規定
		第41節	石油類燃料供給計画	新規記載	4-67 4-68	〃	胆振地震災害検証委員会の提言等に基づき石油類燃料供給計画を規定
		別図			4-69 4-71 4-72	気象庁及び北海道開発局通知	伝達系統変更に伴う修正
第5章	震災対策計画	第3節	被害情報の収集及び報告計画	地震警報等の発表	5-4	気象庁通知	発表内容見直しに伴う修正
第5章	震災対策計画	〃	〃	地震情報の種類	5-5	〃	〃
		〃	〃	地震活動に関する解説資料等	5-6	〃	〃
		第13節	防災通信整備計画	公衆通信設備以外の通信	5-21	防災行政無線台数整理	故障等に伴う防災行政無線の台数整理
		第14節	災害広報計画	前段	5-21	情報伝達手段の多重化	災害時における広報手段として、ヤフー防災速報アプリ、SNS(フェイスブック)の活用を追記
		第16節	避難対策計画	避難実施責任者及び措置内容並びに連絡及び協力	5-24 5-25	災害対策基本法、内閣府「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正、「避難勧告」を廃止、「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正、「災害発生情報」を「緊急安全確保」に修正
		〃	〃	避難指示等の周知	5-26	北海道地域防災計画	避難指示等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに対象者事取るべき避難行動がわかるよう伝達することを明記
		〃	〃	〃	5-26 5-27	災害対策基本法、内閣府「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正、「避難勧告」を廃止、「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正、「災害発生情報」を「緊急安全確保」に修正
		〃	〃	避難所の開設及び運営	5-28	北海道地域防災計画	避難所における感染症対策のため、必要な場合にはホテルや所管等の活用等を含めて平時から検討するよう努めることを規定

富良野市地域防災計画(本編)の修正一覧

※字句修正等、軽微な修正は記載していません。

章	節	項目	本編 ページ	根拠法令等	主な修正内容		
	"	"	関係機関等への報告	5-29	災害対策基本法、内閣府「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正、「避難勧告」を廃止、「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正、「災害発生情報」を「緊急安全確保」に修正	
	第18節	災害整備計画	応急対策の実施「5.避難指示等の発令」	5-31	"	"	
	"	交通応急対策計画	緊急輸送のための交通規制「2.緊急通行車両の確認手続(1)」	5-35	"	"	
	第21節	食料供給計画	実施責任	5-37	北海道地域防災計画	農林水産省の「役割等の変更及び米穀の買入・販売等に関する基本要領の規定に基づく修正	
	"	"	食料の供給対象者及び需要の把握等「1.主要食料」	5-37	"	"	
	"	"	食料の供給対象者及び需要の把握等「1.供給対象者」	5-38	災害対策基本法、内閣府「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)	「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正、「避難勧告」を廃止、「避難指示(緊急)」を「避難指示」に修正、「災害発生情報」を「緊急安全確保」に修正	
	第22節	給水計画	実施責任「4.重要給水施設」	5-39	市の優先的給水施設の明確化	市の優先的給水施設の明確化に伴う修正	
	第39節	災害ボランティアとの連携計画	災害ボランティアセンターの設置及び運営	5-70	災害ボランティアセンターの設置場所の変更	災害ボランティアセンターの設置場所の変更	
	第44節	罹災証明の発行計画	罹災証明等の交付体制の整備	5-75	北海道地域防災計画	罹災証明発行の際、航空写真や被災者撮影の写真等を活用するなどし、住家被害の調査・判定を早期に実施できるように努めることを規定	
	第46節	石油類燃料供給計画	新規記載	5-75 5-76	"	胆振地震災害検証委員会の提言等に基づき石油類燃料供給計画を規定	
第6章	火山対策計画	第2節	十勝岳の概況	過去の火山活動	6-1	気象庁通知	近年の調査研究結果に伴う修正
		"	"	火山観測体制	6-2	"	活動度ランク不使用に伴う修正及び観測機器の更新

富良野市地域防災計画(本編)の修正一覧

※字句修正等、軽微な修正は記載していません。

章		節		項 目	本編 ページ	根拠法令等	主 な 修 正 内 容
第6章	火山対策計画	第4節	災害応急対策計画	火山現象に関する情報の収集及び伝達	6-3~6-6	"	北海道地域防災計画に合わせ記載内容修正
		別図2			6-8	"	伝達系統変更に伴う修正
第7章	事故災害対策計画	第8節	大規模停電対策計画	新規記載	7-24~7-28	北海道地域防災計画	北海道地域防災計画改正に伴い新規に規定
	事故災害対策計画	別図8		新規記載	7-34	北海道地域防災計画	北海道地域防災計画改正に伴い新規に規定

富良野市地域防災計画新旧対照表（第1章 総則）

審議事項	資料2
令和3年度	富良野市防災会議

頁	修正案	現行	備考
1-3	<p>■防災会議の構成</p>	<p>■防災会議の構成</p>	<p>名称変更に伴う修正 事業所閉鎖に伴う削除</p>

頁	修正案	現行	備考
1-4	<p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>■指定地方行政機関</p> <p>1 北海道開発局札幌開発建設部空知川河川事務所</p> <p>(1) 空知川の整備及び災害復旧に関すること。</p> <p>(2) 空知川の水位観測及びその通報に関すること。</p> <p>(3) 空知川の堤防及び樋門の管理に関すること。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>■指定地方行政機関</p> <p>1 北海道開発局札幌開発建設部空知川河川事務所</p> <p>(1) 空知川の整備及び災害復旧に関すること。</p> <p>(2) 空知川の水位観測及びその通報に関すること。</p> <p>(3) 空知川の水門及び樋門の管理に関すること。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>北海道開発局 記載内容整理による 修正</p> <p>気象庁 記載内容整理による 修正</p>
1-5	<p>5 旭川地方気象台</p> <p>(1) 気象、地象、<u>地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。</u></p> <p>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）<u>及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u></p> <p>(3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u></p> <p>(4) <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u></p> <p>(5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u></p>	<p>5 旭川地方気象台</p> <p>(1) 気象、地象、水象の観測<u>及びその成果の収集、発表を行う。</u></p> <p>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、<u>水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。</u></p> <p>(3) <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</u></p> <p>(4) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。</u></p> <p>(5) <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</u></p> <p>(6) <u>都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</u></p>	
1-7	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

頁	修正案	現行	備考
1-7	<p>■指定公共機関 1～2（略）</p> <p>3 北海道電力ネットワーク株式会社富良野ネットワークセンター （1）電力供給施設の防災対策に関すること。 （2）災害時における電力の円滑供給対策に関すること。 （3）ダム放流等の連絡調整に関すること。</p>	<p>■指定公共機関 1～2（略）</p> <p>3 北海道電力株式会社富良野営業所 （1）電力供給施設の防災対策に関すること。 （2）災害時における電力の円滑供給対策に関すること。 （3）ダム放流等の連絡調整に関すること。</p> <p>4 日本通運株式会社富良野支店 （1）災害時における救援物資の緊急輸送支援に関すること。</p>	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>事業所閉鎖に伴う削除</p>
1-7	<p>4 日本郵便株式会社富良野郵便局 （1）災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 （2）郵便の非常取扱いに関すること。 （3）為替貯金及び簡易保険の非常取扱いに関すること。 （4）郵便局の窓口掲示板を利用した広報活動に関すること。</p>	<p>5 日本郵便株式会社富良野郵便局 （1）災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 （2）郵便の非常取扱いに関すること。 （3）為替貯金及び簡易保険の非常取扱いに関すること。 （4）郵便局の窓口掲示板を利用した広報活動に関すること。</p>	
1-10	<p>第8節 富良野市の概況</p> <p>（略）</p> <p>■気 候 本市は北海道の内陸部で、東は大雪山系、西は夕張山系に囲まれ、年平均気温は6.7℃と比較的温順で、夏期の最高気温は36.3℃（2000.8.1・2014.6.4）、冬期の最低気温は-34.5℃（1977.1.29）と気温の較差が非常に大きく、典型的な内陸性気候を示している。降水量は年間1032.1mmであり、降雪量（新積雪総量）は、628cmとなっている。（年平均気温、降水量、降雪量は、1991年から2020年までの30年間の平年値）</p>	<p>第8節 富良野市の概況</p> <p>（略）</p> <p>■気 候 本市は北海道の内陸部で、東は大雪山系、西は夕張山系に囲まれ、年平均気温は6.3℃と比較的温順で、夏期の最高気温は36.3℃（2000.8.1・2014.6.4）、冬期の最低気温は-34.5℃（1977.1.29）と気温の較差が非常に大きく、典型的な内陸性気候を示している。降水量は年間969.6mmであり、降雪量（新積雪総量）は、697cmとなっている。（年平均気温、降水量、降雪量は、1981年から2010年までの30年間の平年値）</p>	<p>気象庁 データ更新に伴う修正</p>

富良野市地域防災計画新旧対照表（第2章 災害予防計画）

審議事項	資料2
令和3年度	富良野市防災会議

頁	修正案	現行	備考
2-1	<p>第1節 水害予防計画</p> <p>市域には空知川、富良野川、ベベルイ川、ヌッカクシ富良野川、西達布川をはじめ、大小多数の河川を擁している。これらの河川については改修事業等が行われてきているが、近年は記録的な集中豪雨等が全国各地で発生し、甚大な被害を引き起こすことも少なくないため、計画的な予防措置として、河川改修等の治水事業や森林機能保全のための治山事業を実施するとともに、避難体制等の確立を図る。</p> <p><u>また、水防活動にあたっては、国、北海道、消防、消防団等、関係機関と協力して実施するとともに、水防活動従事者の安全確保を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>■現況 本市の主要河川は、石狩川水系空知川であり、特に水防上警戒を要する重要水防警戒区域が 95 箇所となっている。 <u>(資料編5 - 13 : 重要水防箇所一覧表)</u></p> <p>■予防対策</p> <p>1. ~ 2. (略)</p>	<p>第1節 水害予防計画</p> <p>市域には空知川、富良野川、ベベルイ川、ヌッカクシ富良野川、西達布川をはじめ、大小多数の河川を擁している。これらの河川については改修事業等が行われてきているが、近年は記録的な集中豪雨等が全国各地で発生し、甚大な被害を引き起こすことも少なくないため、計画的な予防措置として、河川改修等の治水事業や森林機能保全のための治山事業を実施するとともに、避難体制等の確立を図る。</p> <p>(略)</p> <p>■現況 本市の主要河川は、石狩川水系空知川であり、特に水防上警戒を要する重要水防警戒区域が 46 箇所となっている。 <u>(資料編5 - 13 : 重要水防箇所一覧表)</u></p> <p>■予防対策</p> <p>1. ~ 2. (略)</p>	<p>水防法改正に伴う追記</p> <p>情報更新に伴う修正</p>
2-2	<p>3. <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>の伝達体制の整備及び避難体制の周知 <u>高齢者等避難開始、避難指示、緊急安全確保</u>（以下、「<u>避難情報</u>」という。）が発令された場合を想定し、各種伝達ツールを活用した迅速な情報伝達体制を整備するとともに、水害時に市民等の避難行動が迅速・的確に実施できるよう、洪水ハザードマップ等を活用した避難場所等の周知及び避難行動について指導・啓発活動を実施する。</p>	<p>3. <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の伝達体制の整備及び避難体制の周知 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>（以下、「<u>避難勧告等</u>」という。）が発令された場合を想定し、各種伝達ツールを活用した迅速な情報伝達体制を整備するとともに、水害時に市民等の避難行動が迅速・的確に実施できるよう、洪水ハザードマップ等を活用した避難場所等の周知及び避難行動について指導・啓発活動を実施する。</p>	<p>内閣府のガイドラインの改定に伴う修正</p>

頁	修正案	現行	備考																																								
2-7	<p>第4節 雪害及び寒冷予防計画</p> <p>(略)</p> <p>■寒冷対策の推進</p> <p>1. 避難所対策</p> <p>市は、避難所における暖房器具や燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、除雪器具、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。</p> <p>また、電力供給の遮断に備え、非常電源等のバックアップ設備の整備に努める。</p> <p><u>なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定締結などにより、必要な台数の確保に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>■通信・電力施設の雪害防止対策</p> <p>東日本電信電話株式会社北海道事業部・北海道電力ネットワーク株式会社富良野ネットワークセンターは、雪害の発生が予想されるときは着氷雪による被害防止のため、それぞれ必要な警戒体制を整え、通信・電力の確保に努めるものとする。</p>	<p>第4節 雪害及び寒冷予防計画</p> <p>(略)</p> <p>■寒冷対策の推進</p> <p>1. 避難所対策</p> <p>市は、避難所における暖房器具や燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、除雪器具、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。</p> <p>また、電力供給の遮断に備え、非常電源等のバックアップ設備の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>■通信・電力施設の雪害防止対策</p> <p>東日本電信電話株式会社北海道事業部・北海道電力株式会社富良野営業所は、雪害の発生が予想されるときは着氷雪による被害防止のため、それぞれ必要な警戒体制を整え、通信・電力の確保に努めるものとする。</p>	<p>北海道地域防災計画改正に伴う追記</p> <p>名称変更に伴う修正</p>																																								
2-9	<p>第5節 土砂災害予防計画</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定河川名</th> <th>区域の表示</th> <th>北海道告示番号 指定年月日</th> <th>土砂災害の発生原因となる自然現象</th> <th>避難場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北二線川</td> <td>北の峰町</td> <td>北海道告示第135号 H20.3.4</td> <td>土石流</td> <td>朝日ヶ丘総合公園駐車場</td> </tr> <tr> <td>四線川</td> <td>中御料</td> <td>北海道告示第135号 H20.3.4</td> <td>土石流</td> <td>朝日ヶ丘総合公園駐車場 チーズ工場前庭</td> </tr> <tr> <td>名取の沢川</td> <td>東鳥沼</td> <td>北海道告示第62号 H22.1.26</td> <td>土石流</td> <td>富良野自動車学校</td> </tr> </tbody> </table>	指定河川名	区域の表示	北海道告示番号 指定年月日	土砂災害の発生原因となる自然現象	避難場所	北二線川	北の峰町	北海道告示第135号 H20.3.4	土石流	朝日ヶ丘総合公園駐車場	四線川	中御料	北海道告示第135号 H20.3.4	土石流	朝日ヶ丘総合公園駐車場 チーズ工場前庭	名取の沢川	東鳥沼	北海道告示第62号 H22.1.26	土石流	富良野自動車学校	<p>第5節 土砂災害予防計画</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定河川名</th> <th>区域の表示</th> <th>北海道告示番号 指定年月日</th> <th>土砂災害の発生原因となる自然現象</th> <th>避難場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北二線川</td> <td>北の峰町</td> <td>北海道告示第135号 H20.3.4</td> <td>土石流</td> <td>朝日ヶ丘総合公園駐車場</td> </tr> <tr> <td>四線川</td> <td>中御料</td> <td>北海道告示第135号 H20.3.4</td> <td>土石流</td> <td>朝日ヶ丘総合公園駐車場 チーズ工場前庭</td> </tr> <tr> <td>名取の沢川</td> <td>東鳥沼</td> <td>北海道告示第62号 H22.1.26</td> <td>土石流</td> <td>富良野自動車学校</td> </tr> </tbody> </table>	指定河川名	区域の表示	北海道告示番号 指定年月日	土砂災害の発生原因となる自然現象	避難場所	北二線川	北の峰町	北海道告示第135号 H20.3.4	土石流	朝日ヶ丘総合公園駐車場	四線川	中御料	北海道告示第135号 H20.3.4	土石流	朝日ヶ丘総合公園駐車場 チーズ工場前庭	名取の沢川	東鳥沼	北海道告示第62号 H22.1.26	土石流	富良野自動車学校	<p>土砂災害警戒区域等新規指定追加に伴う更新</p>
指定河川名	区域の表示	北海道告示番号 指定年月日	土砂災害の発生原因となる自然現象	避難場所																																							
北二線川	北の峰町	北海道告示第135号 H20.3.4	土石流	朝日ヶ丘総合公園駐車場																																							
四線川	中御料	北海道告示第135号 H20.3.4	土石流	朝日ヶ丘総合公園駐車場 チーズ工場前庭																																							
名取の沢川	東鳥沼	北海道告示第62号 H22.1.26	土石流	富良野自動車学校																																							
指定河川名	区域の表示	北海道告示番号 指定年月日	土砂災害の発生原因となる自然現象	避難場所																																							
北二線川	北の峰町	北海道告示第135号 H20.3.4	土石流	朝日ヶ丘総合公園駐車場																																							
四線川	中御料	北海道告示第135号 H20.3.4	土石流	朝日ヶ丘総合公園駐車場 チーズ工場前庭																																							
名取の沢川	東鳥沼	北海道告示第62号 H22.1.26	土石流	富良野自動車学校																																							

頁	修正案					現行					備考
2-9	川松沢二の沢川	字西達布	北海道告示第 2482 号 H25. 5. 24	土石流	西達布集落センター	川松沢二の沢川	字西達布	北海道告示第 2482 号 H25. 5. 24	土石流	西達布集落センター	土砂災害警戒区域の再指定に伴う削除 閉校に伴う修正 土砂災害警戒区域等新規指定追加に伴う更新
	東山 1	字東山	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海 <small>小</small> 学校	東川(河川区域)	字東山	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	土石流	樹海中学校	
	東山 2	字東山	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海 <small>小</small> 学校	東山 1	字東山	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海 <small>中</small> 学校	
	東山 3	字東山、字老節布	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海 <small>小</small> 学校	東山 2	字東山	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海 <small>中</small> 学校	
	東山 4	字老節布	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海小学校	東山 3	字東山、字老節布	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海 <small>中</small> 学校	
	東山松南	字東山	北海道告示第 586 号 H27. 8. 28	急傾斜地の崩壊	樹海 <small>小</small> 学校	東山 4	字老節布	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海小学校	
	中布礼別	字下フラノ	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	急傾斜地の崩壊	布礼別小学校	東山松南	字東山	北海道告示第 586 号 H27. 8. 28	急傾斜地の崩壊	樹海 <small>中</small> 学校	
	西達布二の沢川	字東山	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	土石流	西達布集落センター						
	川松沢一の川	字西達布	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	土石流	西達布集落センター						
	泥沢川	字西達布	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	土石流	西達布集落センター						
	砂沢支流川	字東山	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	土石流	樹海小学校						
	唐沢川	字東山	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	土石流	樹海小学校						
	九線川	字上御料	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	土石流	御園会館						
	御料三線川	富良野市、富良野市、字富良野、尻岸馬内	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	土石流	朝日ヶ丘総合公園駐車場、チーズ工場前庭						
	五線川	字島ノ下	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	土石流	島の下会館						

頁	修 正 案					現 行	備 考																														
2-10	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="329 300 463 384"><u>西学田二区 1</u></td> <td data-bbox="463 300 626 384"><u>字清水山</u></td> <td data-bbox="626 300 914 384"><u>北海道告示第 763 号 R2. 12. 8</u></td> <td data-bbox="914 300 1139 384"><u>急傾斜地の崩壊</u></td> <td data-bbox="1139 300 1332 384"><u>富良野緑峰高等学校</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 384 463 569"><u>水車川</u></td> <td data-bbox="463 384 626 569"><u>字富良野 尻岸馬内、 字下御料、 富良野市</u></td> <td data-bbox="626 384 914 468"><u>北海道告示第 763 号 R2. 12. 8</u></td> <td data-bbox="914 384 1139 468"><u>土石流</u></td> <td data-bbox="1139 384 1332 468"><u>北の峰コミュニティセンター</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 569 463 705"><u>島ノ下沢川</u></td> <td data-bbox="463 569 626 705"><u>富良野市、 芦別市 芦別</u></td> <td data-bbox="626 569 914 653"><u>北海道告示第 763 号 R2. 12. 8</u></td> <td data-bbox="914 569 1139 653"><u>土石流</u></td> <td data-bbox="1139 569 1332 653"><u>島の下会館</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 705 463 842"><u>紅葉川支流川</u></td> <td data-bbox="463 705 626 842"><u>字山部</u></td> <td data-bbox="626 705 914 789"><u>北海道告示第 763 号 R2. 12. 8</u></td> <td data-bbox="914 705 1139 789"><u>土石流</u></td> <td data-bbox="1139 705 1332 789"><u>山部南陽地区コミュニティセンター</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 842 463 926"><u>西学田二区 2</u></td> <td data-bbox="463 842 626 926"><u>字清水山</u></td> <td data-bbox="626 842 914 926"><u>北海道告示第 764 号 R2. 12. 8</u></td> <td data-bbox="914 842 1139 926"><u>急傾斜地の崩壊</u></td> <td data-bbox="1139 842 1332 926"><u>富良野緑峰高等学校</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 926 463 1010"><u>東川</u></td> <td data-bbox="463 926 626 1010"><u>字東山</u></td> <td data-bbox="626 926 914 1010"><u>北海道告示第 77 号 R3. 2. 2</u></td> <td data-bbox="914 926 1139 1010"><u>土石流</u></td> <td data-bbox="1139 926 1332 1010"><u>樹海小学校</u></td> </tr> </table>					<u>西学田二区 1</u>	<u>字清水山</u>	<u>北海道告示第 763 号 R2. 12. 8</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>富良野緑峰高等学校</u>	<u>水車川</u>	<u>字富良野 尻岸馬内、 字下御料、 富良野市</u>	<u>北海道告示第 763 号 R2. 12. 8</u>	<u>土石流</u>	<u>北の峰コミュニティセンター</u>	<u>島ノ下沢川</u>	<u>富良野市、 芦別市 芦別</u>	<u>北海道告示第 763 号 R2. 12. 8</u>	<u>土石流</u>	<u>島の下会館</u>	<u>紅葉川支流川</u>	<u>字山部</u>	<u>北海道告示第 763 号 R2. 12. 8</u>	<u>土石流</u>	<u>山部南陽地区コミュニティセンター</u>	<u>西学田二区 2</u>	<u>字清水山</u>	<u>北海道告示第 764 号 R2. 12. 8</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>富良野緑峰高等学校</u>	<u>東川</u>	<u>字東山</u>	<u>北海道告示第 77 号 R3. 2. 2</u>	<u>土石流</u>	<u>樹海小学校</u>		土砂災害警戒区域等新規指定追加に伴う更新
<u>西学田二区 1</u>	<u>字清水山</u>	<u>北海道告示第 763 号 R2. 12. 8</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>富良野緑峰高等学校</u>																																	
<u>水車川</u>	<u>字富良野 尻岸馬内、 字下御料、 富良野市</u>	<u>北海道告示第 763 号 R2. 12. 8</u>	<u>土石流</u>	<u>北の峰コミュニティセンター</u>																																	
<u>島ノ下沢川</u>	<u>富良野市、 芦別市 芦別</u>	<u>北海道告示第 763 号 R2. 12. 8</u>	<u>土石流</u>	<u>島の下会館</u>																																	
<u>紅葉川支流川</u>	<u>字山部</u>	<u>北海道告示第 763 号 R2. 12. 8</u>	<u>土石流</u>	<u>山部南陽地区コミュニティセンター</u>																																	
<u>西学田二区 2</u>	<u>字清水山</u>	<u>北海道告示第 764 号 R2. 12. 8</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>富良野緑峰高等学校</u>																																	
<u>東川</u>	<u>字東山</u>	<u>北海道告示第 77 号 R3. 2. 2</u>	<u>土石流</u>	<u>樹海小学校</u>																																	
2-11	<p>(2) (略)</p> <p>2. <u>避難情報</u>の発令及び伝達</p> <p>(1) <u>避難情報</u>の発令の判断</p> <p><u>避難情報</u>の発令は、「大雨警報（土砂災害）」又は「土砂災害警戒情報」発表のほか、気象、過去の土砂災害の発生状況、土砂災害の前兆現象、周辺地域での発災状況及び、北海道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報等を参考に総合的に判断する。</p> <p>(マニュアル編：<u>避難情報の発令</u>判断・伝達マニュアル（土砂災害編））</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>避難情報</u>の円滑な解除</p> <p><u>避難情報</u>の解除を行うにあたっては、必要に応じ、国及び北海道の助言を求め、解除の判断を行う。</p>					<p>(2) (略)</p> <p>2. <u>警報</u>の発令及び伝達</p> <p>(1) 警報（<u>避難勧告等</u>）発令の判断</p> <p><u>避難勧告等の警報</u>発令は、「大雨警報（土砂災害）」又は「土砂災害警戒情報」発表のほか、気象、過去の土砂災害の発生状況、土砂災害の前兆現象、周辺地域での発災状況及び、北海道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報等を参考に総合的に判断する。</p> <p>(マニュアル編：<u>避難勧告等</u>判断・伝達マニュアル（土砂災害編））</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>警報（避難勧告等）</u>の円滑な解除</p> <p><u>警報等</u>の解除を行うにあたっては、必要に応じ、国及び北海道の助言を求め、解除の判断を行う。</p>	土砂災害警戒区域の再指定に伴う追記 内閣府のガイドライン改正に伴う修正																														

頁	修正案	現行	備考
2-13	<p>第8節 食料<u>その他の物資</u>の調達・確保及び防災資機材等の整備計画</p> <p>市は、災害時又は災害復旧のために必要な物資及び資機材は、可能な限り計画的に備蓄するとともに、その機能を有効適切に発揮できるよう常時整備・点検をする。また、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。</p> <p>■食料<u>その他の物資</u>の確保・供給</p> <p>1. 市は、<u>災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量の備蓄をするよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との協定による流通在庫物資を活用するなど物資の確保・供給に努める。</u></p> <p><u>[備蓄品の例]</u></p> <p><u>食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク</u></p> <p><u>飲料水…ペットボトル水</u></p> <p><u>生活必需品…毛布、哺乳瓶、生理用品、おむつ（小児用・大人用）</u></p> <p><u>衛生用品…マスク、消毒液</u></p> <p>（資料編9 - 44：災害時における応急生活物資の供給等に関する協定）</p>	<p>第8節 食料<u>等</u>の調達・確保及び防災資機材等の整備計画</p> <p>市は、災害時又は災害復旧のために必要な物資及び資機材は、可能な限り計画的に備蓄するとともに、その機能を有効適切に発揮できるよう常時整備・点検をする。また、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。</p> <p>■食料<u>等</u>の確保・供給</p> <p>1. 市は、<u>「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」に基づき、災害時における食料等の確保・供給に努める。</u></p> <p>（資料編9 - 44：災害時における応急生活物資の供給等に関する協定）</p>	北海道地域防災計画改正に伴う修正
2-14	<p>2. 市は、防災関係行事や広報紙、パンフレット等を通じ、食料及び飲料水について最低3日分を確保し、できれば、7日分の備蓄に努めるよう啓発を行う。</p> <p>■防災資機材等の整備</p> <p>市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに<u>非常用発電機の整備のほか</u>、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具及び燃料等の備蓄・整備に努める。</p> <p>第9節 避難体制整備計画</p> <p>市は、適切な情報手段を用いて自主避難の呼びかけを行うほか、必要に応じて<u>避難情報</u>を発令し、市民の迅速かつ円滑な避難を実現する。その際、屋内退避（上階への移動を含む。）の考え方等、避難行動に関する留意点の周知を併せて行う。加えて、要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、自主防災組織・福祉関係機関との情報共有及び避難体制の確立に努める。</p> <p>また、避難場所の選定にあたっては、広域避難場所、指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所と区分するとともに、その場所等について、防災マップや広報紙等を通じて、市民に周知しておくものとする。</p>	<p>2. 市は、防災関係行事や広報紙、パンフレット等を通じ、食料及び飲料水について最低3日分を確保し、できれば、7日分の備蓄に努めるよう啓発を行う。</p> <p>■防災資機材等の整備</p> <p>市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具及び燃料等の備蓄・整備に努める。</p> <p>第9節 避難体制整備計画</p> <p>市は、適切な情報手段を用いて自主避難の呼びかけを行うほか、必要に応じて<u>避難勧告等</u>を発令し、市民の迅速かつ円滑な避難を実現する。その際、屋内退避（上階への移動を含む。）の考え方等、避難行動に関する留意点の周知を併せて行う。加えて、要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、自主防災組織・福祉関係機関との情報共有及び避難体制の確立に努める。</p> <p>また、避難場所の選定にあたっては、広域避難場所、指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所と区分するとともに、その場所等について、防災マップや広報紙等を通じて、市民に周知しておくものとする。</p>	内閣府のガイドライン改正に伴う修正

頁	修正案	現行	備考
2-14	<p>■避難体制の整備</p> <p>1. 避難情報等の伝達</p> <p>市民に対する避難情報等の広報は、広報車、安全・安心メール、地域 FM ラジオ、市ホームページ、フェイスブック、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）等により行う。</p> <p>2. 避難誘導体制の整備</p> <p>自主防災組織の活動において、市から避難情報が発令された場合に、安全な避難経路や要配慮者等に対する避難誘導の担当者を具体的に決めるなど、避難計画の作成を指導する。また、福祉施設、事業所で安全に避難できるよう各管理者に対し、避難計画の作成を指導する。</p> <p>3. 避難訓練</p> <p>災害発生時に迅速・適切な避難行動が実施できるよう、体制の確立と関係機関との有機的な形成、防災意識の高揚及び防災技術の習得を目的として、総合防災訓練又は自主防災組織による防災訓練等を行う。</p> <p>■避難情報の発令判断に関する留意点</p> <p>市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに役割を分担するなど庁内をあげた体制の構築に努める。</p> <p>また、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保の措置を指示することができる。</p> <p>また、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難情報に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。</p> <p>■避難所の整備及び周知の推進</p>	<p>■避難体制の整備</p> <p>1. 避難情報等の伝達</p> <p>市民に対する避難情報等の広報は、広報車、安全・安心メール、地域 FM ラジオ、市ホームページ、フェイスブック、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）等により行う。</p> <p>2. 避難誘導体制の整備</p> <p>自主防災組織の活動において、市から避難勧告等が発令された場合に、安全な避難経路や要配慮者等に対する避難誘導の担当者を具体的に決めるなど、避難計画の作成を指導する。また、福祉施設、事業所で安全に避難できるよう各管理者に対し、避難計画の作成を指導する。</p> <p>3. 避難訓練</p> <p>災害発生時に迅速・適切な避難行動が実施できるよう、体制の確立と関係機関との有機的な形成、防災意識の高揚及び防災技術の習得を目的として、総合防災訓練又は自主防災組織による防災訓練等を行う。</p> <p>■避難勧告等の発令判断に関する留意点</p> <p>市は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに役割を分担するなど庁内をあげた体制の構築に努める。</p> <p>また、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保の措置を指示することができる。</p> <p>また、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難勧告等に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。</p> <p>■避難所の整備及び周知の推進</p>	<p>内閣府のガイドライン改正に伴う修正</p> <p>内閣府のガイドライン改正に伴う修正</p>
2-15	<p>避難所の定義については、おおむね次のとおりとする。なお、避難所の避難対象地区はおおまかな目安であり、災害の状況に応じてより安全な避難所に避難するものとする。また、災害種別によっては、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測されるため、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、段ボールベッドなど災害用備蓄品等必要な物資の備蓄や早期導入に努め、避難所における生活環境を良好なものとするよう衛生面に優れたトイレの配備を行うとともに、実態とニーズの把握を行いながら専門家等との定期的な情報交換に努める。（資料編 7 - 1 : 避難所一覧）</p>	<p>避難所の定義については、おおむね次のとおりとする。なお、避難所の避難対象地区はおおまかな目安であり、災害の状況に応じてより安全な避難所に避難するものとする。また、災害種別によっては、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測されるため、災害用備蓄品等必要な物資の備蓄に努めるとともに、避難所における生活環境を良好なものとするよう実態とニーズの把握に努め、さらに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>（資料編 7 - 1 : 避難所一覧）</p>	<p>北海道地域防災計画改正に伴う修正</p>

頁	修正案	現行	備考
2-16	<p>1～6（略）</p> <p><u>7. 避難者台帳の作成</u> 被災者を把握するための避難者台帳（名簿）を迅速に作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管する。</p> <p><u>8. 車中泊避難者への配慮</u> 車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。 また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。</p> <p><u>9. 避難所における食事の提供</u> 避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。</p> <p><u>10. 新型コロナウイルス感染症への対策</u> 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</p> <p><u>11. 在宅避難等</u> 居住する地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知と安全な場所にいる人まで避難の必要はないことや親戚・知人宅への避難も選択肢であることなど、避難情報への理解の促進に努めるものとする。</p>	<p>1～6（略）</p> <p>（新規）</p>	<p>北海道地域防災計画 改正に伴う追記</p>

頁	修正案	現行	備考												
2-19	<p>第10節 要配慮者対策計画</p> <p>(略)</p> <p>■避難行動要支援者への対策</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難行動要支援者名簿の更新及び管理 市は、名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。<u>また、庁舎等に被災等の事態が生じた場合においても、上記名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、庁舎施設外での情報管理を行うなど適切な管理に努める。</u></p>	<p>第10節 要配慮者対策計画</p> <p>(略)</p> <p>■避難行動要支援者への対策</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難行動要支援者名簿の更新 市は、名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。</p>	北海道地域防災計画 改正に伴う追記												
2-23	<p>第11節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>■自主防災組織の活動</p> <table border="1" data-bbox="335 1129 1359 1440"> <tr> <td data-bbox="335 1129 418 1251">平常時</td> <td data-bbox="418 1129 863 1251"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及 ○ 地域の安全点検の実施 ○ 防災用資機材等の日常の管理 </td> <td data-bbox="863 1129 1359 1251"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練の実施 ○ 地域市民（要配慮者等）の把握 ○ 防災計画の作成 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 1251 418 1440">災害時</td> <td data-bbox="418 1251 863 1440"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集伝達 ○ 負傷者の救出、応急手当 ○ 避難誘導（<u>避難情報</u>発令時） ○ 安否確認 ○ 避難所の自主運営 </td> <td data-bbox="863 1251 1359 1440"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止及び初期消火 ○ 食料、救援物資等の配布協力 </td> </tr> </table>	平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及 ○ 地域の安全点検の実施 ○ 防災用資機材等の日常の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練の実施 ○ 地域市民（要配慮者等）の把握 ○ 防災計画の作成 	災害時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集伝達 ○ 負傷者の救出、応急手当 ○ 避難誘導（<u>避難情報</u>発令時） ○ 安否確認 ○ 避難所の自主運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止及び初期消火 ○ 食料、救援物資等の配布協力 	<p>第11節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>■自主防災組織の活動</p> <table border="1" data-bbox="1418 1129 2436 1440"> <tr> <td data-bbox="1418 1129 1501 1251">平常時</td> <td data-bbox="1501 1129 1947 1251"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及 ○ 地域の安全点検の実施 ○ 防災用資機材等の日常の管理 </td> <td data-bbox="1947 1129 2436 1251"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練の実施 ○ 地域市民（要配慮者等）の把握 ○ 防災計画の作成 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1418 1251 1501 1440">災害時</td> <td data-bbox="1501 1251 1947 1440"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集伝達 ○ 負傷者の救出、応急手当 ○ 避難誘導（<u>避難勧告等</u>発令時） ○ 安否確認 ○ 避難所の自主運営 </td> <td data-bbox="1947 1251 2436 1440"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止及び初期消火 ○ 食料、救援物資等の配布協力 </td> </tr> </table>	平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及 ○ 地域の安全点検の実施 ○ 防災用資機材等の日常の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練の実施 ○ 地域市民（要配慮者等）の把握 ○ 防災計画の作成 	災害時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集伝達 ○ 負傷者の救出、応急手当 ○ 避難誘導（<u>避難勧告等</u>発令時） ○ 安否確認 ○ 避難所の自主運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止及び初期消火 ○ 食料、救援物資等の配布協力 	内閣府のガイドライン 改正に伴う修正
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及 ○ 地域の安全点検の実施 ○ 防災用資機材等の日常の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練の実施 ○ 地域市民（要配慮者等）の把握 ○ 防災計画の作成 													
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集伝達 ○ 負傷者の救出、応急手当 ○ 避難誘導（<u>避難情報</u>発令時） ○ 安否確認 ○ 避難所の自主運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止及び初期消火 ○ 食料、救援物資等の配布協力 													
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及 ○ 地域の安全点検の実施 ○ 防災用資機材等の日常の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練の実施 ○ 地域市民（要配慮者等）の把握 ○ 防災計画の作成 													
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集伝達 ○ 負傷者の救出、応急手当 ○ 避難誘導（<u>避難勧告等</u>発令時） ○ 安否確認 ○ 避難所の自主運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止及び初期消火 ○ 食料、救援物資等の配布協力 													

頁	修正案	現行	備考
2-23 2-24	<p>第13節 防災知識の普及計画</p> <p>(略)</p> <p>■市民等への防災知識の普及 気象災害や水防、<u>避難情報</u>の意味や内容についての基礎知識、市の防災体制、自主防災組織等についての研修会、講演会等を適時開催し、災害時に迅速かつ円滑な避難を確保するため、適切な判断力と行動力を養成し、防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする。</p> <p>1. ～2 (略)</p> <p>3. 学校教育における防災教育 <u>地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実に努めるものとする。</u></p> <p>4. (略)</p> <p><u>5. 福祉との連携</u> <u>防災(防災・減災取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー等)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u></p>	<p>第13節 防災知識の普及計画</p> <p>(略)</p> <p>■市民等への防災知識の普及 気象災害や水防、<u>避難勧告等</u>の意味や内容についての基礎知識、市の防災体制、自主防災組織等についての研修会、講演会等を適時開催し、災害時に迅速かつ円滑な避難を確保するため、適切な判断力と行動力を養成し、防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. 学校教育における防災教育 <u>教育課程の中に災害の種類、原因、その対策等と防災関係事項として習得するとともに、学校での防災訓練等を実施し、防災意識を高める。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>(新規)</p>	<p>内閣府のガイドライン改正に伴う修正</p> <p>北海道地域防災計画改正に伴う修正</p>
2-27	<p>第16節 業務継続計画(BCP)</p> <p>業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)とは、災害発生時に市及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。</p> <p>市は、災害時の拠点となる庁舎等について、耐震対策等により安全性を確保し、また、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画(BCP)の<u>適宜見直し</u>を行うものとする。</p> <p><u>(マニュアル編: 富良野市業務継続計画)</u></p>	<p>第16節 業務継続計画(BCP)の<u>策定</u></p> <p>業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)とは、災害発生時に市及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。</p> <p>市は、災害時の拠点となる庁舎等について、耐震対策等により安全性を確保し、また、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画(BCP)の<u>策定</u>を行うものとする。</p>	<p>業務継続計画策定に伴う修正</p>

富良野市地域防災計画新旧対照表（第3章 防災組織）

審議事項	資料2
令和3年度	富良野市防災会議

頁	修正案	現行	備考
3-5	<p>■別図1 富良野市災害対策本部組織図</p>	<p>■別図1 富良野市災害対策本部組織図</p>	<p>組織機構改変に伴う修正</p> <p>富良野消防署を新規に追加</p>

頁	修正案				現行				備考	
3-6	庶務班 (班長) 総務課長	総務課 職員係	<ul style="list-style-type: none"> 1 職員の出勤状況の記録に関する事 2 警戒区域立入りに関する証明書発行に関する事 3 災害対策従事者の公務災害補償に関する事 4 労務供給対策に関する事 5 災害に対する相談、苦情等の処理に関する事 6 災害見舞者及び視察者の応接に関する事 		庶務班 (班長) 総務課長	総務課 職員係	<ul style="list-style-type: none"> 1 職員の出勤状況の記録に関する事 2 警戒区域立入りに関する証明書発行に関する事 3 災害対策従事者の公務災害補償に関する事 4 労務供給対策に関する事 5 災害に対する相談、苦情等の処理に関する事 6 災害見舞者及び視察者の応接に関する事 		字句修正	
3-7	財政班 (班長) 財政課長 (副班長) 会計室長	財政課 新庁舎開庁 推進課 会計室	<ul style="list-style-type: none"> 1 公有財産の被害調査及び応急対策に関する事 2 災害対策の予算措置に関する事 3 本部職員その他出勤者に対する食糧・衣服等の調達及び配布に関する事 4 車両の確保及び配車に関する事 		財政班 (班長) 財政課長 (副班長) 財政課主幹	財政課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> 1 公有財産の被害調査及び応急対策に関する事 2 災害対策の予算措置に関する事 3 本部職員その他出勤者に対する食糧・衣服等の調達及び配布に関する事 4 車両の確保及び配車に関する事 			
	広報班 (班長) 企画振興課長	企画振興課	<ul style="list-style-type: none"> 1 住民に対する災害情報等の広報に関する事 2 避難情報の伝達に関する事 3 災害現場写真の撮影記録に関する事 4 報道機関への情報提供に関する事 5 被災地及び避難所における公聴に関する事 		広報班 (班長) 企画振興課長	企画振興課	<ul style="list-style-type: none"> 1 住民に対する災害情報等の広報に関する事 2 避難勧告等の伝達に関する事 3 災害現場写真の撮影記録に関する事 4 報道機関への情報提供に関する事 5 被災地及び避難所における公聴に関する事 			内閣府のガイドライン改正に伴う修正
	調査班 (班長) 税務課長	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 初動期における生命危険情報の収集に関する事 2 一般家屋被害調査及び被災世帯調査に関する事 3 罹災証明に関する事 		情報支援班 (班長) 税務課長	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 初動期における生命危険情報の収集に関する事 2 一般家屋被害調査及び被災世帯調査に関する事 3 罹災証明に関する事 			班名見直しによる修正 字句修正

頁	修正案			現行	備考				
3-7		<u>情報統括班</u> <u>(班長)</u> <u>スマートシ</u> <u>ティ戦略課</u> <u>長</u> <u>(副班長)</u> <u>スマートシ</u> <u>ティ戦略課</u> <u>主幹</u>	<u>スマートシ</u> <u>ティ戦略課</u>	<u>1 ICT-BCPに関すること。</u> <u>2 ホームページ等による住民への周知に関すること。</u> <u>3 災害対策本部の情報機器設置に関すること。</u>					
3-8	市民生活対策部 部長 市民生活部長	山部地区対策班 (班長) 山部支所長 東山地区対策班 (班長) 東山支所長	山部支所 東山支所 東山公民館	(両班共通) 1 支所管轄地域内の災害被害調査及び情報収集並びに連絡に関すること。 2 防災行政無線の中継に関すること。	市民生活対策部 部長 市民生活部長	山部地区対策班 (班長) 山部支所長 東山地区対策班 (班長) 東山支所長	山部支所 東山支所 東山公民館	(両班共通) 1 支所管轄地域内の災害被害調査及び情報収集並びに連絡に関すること。 2 防災行政無線の中継に関すること。	
		輸送班 (班長) 市民課長 (副班長) 市民協働課長	市民課 市民協働課 議会事務局 監査事務局 選管事務局	1 物資及び人員応急輸送に関すること。 2 人的被害調査に関すること。 3 避難所(地域会館等)の開設に関すること。		輸送班 (班長) 市民課長 (副班長) 市民協働課長	市民課 市民協働課 <u>ふれあいセ</u> <u>ンター</u> 議会事務局 監査事務局 選管事務局	1 物資及び人員応急輸送に関すること。 2 人的被害調査に関すること。 3 避難所(地域会館等)の開設に関すること。 4 福祉避難所の開設・運営に関すること。	
		環境・防疫班 (班長) 環境課長	環境課 リサイクルセンター	1 遺体の処理及び埋葬に関すること。 2 災害時の清掃及び廃棄物の処理に関すること。 3 災害時の公害防止対策に関すること。 4 避難所におけるごみ処理及び仮設トイレのし尿処理に関すること。 5 衛生施設被害状況調査及び応急対策に関すること。 6 死亡獣畜(家畜を除く。)の処理に関すること。 7 被災地の防疫活動に関すること。		環境・防疫班 (班長) 環境課長	環境課 リサイクルセンター	1 遺体の処理及び埋葬に関すること。 2 災害時の清掃及び廃棄物の処理に関すること。 3 災害時の公害防止対策に関すること。 4 避難所におけるごみ処理及び仮設トイレのし尿処理に関すること。 5 衛生施設被害状況調査及び応急対策に関すること。 6 死亡獣畜(家畜を除く。)の処理に関すること。 7 被災地の防疫活動に関すること。	

組織機構改変に伴う追記

頁	修正案				現行				備考
3-10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	内閣府のガイドライン改正に伴う修正
	教育対策部 部長 教育部長	学校教育班 (班長) 学校教育課長 社会教育班 (班長) 社会教育課長 幼児教育班 (班長) こども未来課長	学校教育課 社会教育課 生涯学習センター こども未来課 図書館	1 学校長及び園長に対する <u>避難情報</u> の伝達に関すること。 2 避難所の開設・運営に関すること。 3 教育施設、保育施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 4 児童生徒の応急教育対策に関すること。 5 被災児童生徒に対する教科書及び学用品等の給与に関すること。	教育対策部 部長 教育部長	学校教育班 (班長) 学校教育課長 社会教育班 (班長) 社会教育課長 幼児教育班 (班長) こども未来課長	学校教育課 社会教育課 生涯学習センター こども未来課 図書館	1 学校長及び園長に対する <u>避難勧告等</u> の伝達に関すること。 2 避難所の開設・運営に関すること。 3 教育施設、保育施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 4 児童生徒の応急教育対策に関すること。 5 被災児童生徒に対する教科書及び学用品等の給与に関すること。	
	経済対策部 部長 経済部長	救援班 (班長) 商工観光課長 (副班長) <u>商工観光課主幹</u>	商工観光課	1 被災者の救援に関すること。 2 観光客の避難誘導支援に関すること。 3 救援物資材の調達に関すること。 4 市場、商工業の被害調査及び応急対策に関すること。 5 被災商工業者の援護対策に関すること。 6 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7 一般ボランティア活動の受け入れ及び調整に関すること。	経済対策部 部長 経済部長 <u>副部長</u> <u>商工観光室長</u>	救援班 (班長) 商工観光課長 (副班長) <u>中心街整備推進課長</u>	商工観光課	1 被災者の救援に関すること。 2 観光客の避難誘導支援に関すること。 3 救援物資材の調達に関すること。 4 市場、商工業の被害調査及び応急対策に関すること。 5 被災商工業者の援護対策に関すること。 6 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7 一般ボランティア活動の受け入れ及び調整に関すること。	組織機構改変に伴う修正
		農林班 (班長) 農林課長 (副班長) 農業委員会事務局長	農林課 農業委員会事務局	1 農林業の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災地の病害虫防除に関すること。 3 被災地の家畜の防疫に関すること。 4 死亡獣畜(家畜)の処理に関すること。	農林班 (班長) 農林課長 (副班長) 農業委員会事務局長	農林課 農業委員会事務局	1 農林業の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災地の病害虫防除に関すること。 3 被災地の家畜の防疫に関すること。 4 死亡獣畜(家畜)の処理に関すること。		

頁	修正案				現行				備考
3-11	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	富良野消防署長新規追加
	<u>富良野広域 連合富良野 消防署</u>			<u>1 救護・救出に関すること。</u> <u>2 住民の避難誘導に関すること。</u> <u>3 住民等への広報活動に関すること。</u>	(新規)				

富良野市地域防災計画新旧対照表（第4章 災害応急対策計画）

審議事項	資料2
令和3年度	富良野市防災会議

頁	修正案	現行	備考
4-1	<p>第1節 計画策定の趣旨</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害関連情報の受領及び伝達計画</p> <p>(略)。</p> <p>■気象情報等の発表</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 土砂災害警戒情報</p> <p>旭川地方気象台と上川総合振興局旭川建設管理部は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市長が避難情報を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう、該当市町村名を明示して土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 洪水予報（指定河川）</p> <p>旭川地方気象台と北海道開発局札幌開発建設部は、洪水により経済上重大な損害が生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示した洪水予報を行う。</p>	<p>第1節 計画策定の趣旨</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害関連情報の受領及び伝達計画</p> <p>(略)。</p> <p>■気象情報等の発表</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 土砂災害警戒情報</p> <p>旭川地方気象台と上川総合振興局旭川建設管理部は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市長が避難勧告等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう、該当市町村名を明示して土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 洪水予報（指定河川）</p> <p>旭川地方気象台と北海道開発局札幌開発建設部は、洪水により経済上重大な損害が生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示した洪水予報を行う。</p>	<p>内閣府のガイドライン改正に伴う修正</p> <p>字句整理</p>
4-10	<p>第7節 災害広報計画</p> <p>この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、人身の安定と社会秩序の維持を図るため、市の広報紙、広報車、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、市ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス（以下、「SNS」という。）地域FMラジオをはじめ、報道機関の協力を得て市民等に対して、被害の状況、災害応急対策その他必要な情報を迅速に広報する。</p>	<p>第7節 災害広報計画</p> <p>この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、人身の安定と社会秩序の維持を図るため、市の広報紙、広報車、安全・安心メール、市ホームページをはじめ、地域FMラジオ等の報道機関の協力を得て市民等に対して、被害の状況、災害応急対策その他必要な情報を迅速に広報する。</p>	<p>情報伝達手段の多重化に伴う追記</p>

頁	修正案	現行	備考
4-10	<p>■予防対策広報 平常時においては、各種災害に備えての知識、準備等について、市広報紙等を通じて適宜周知する。また、災害発生のおそれがある場合には、予想される災害の規模や被害を防止するうえでの注意事項等について電話、広報車、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、市ホームページ、フェイスブック等で周知するとともに、地域 FM 放送局に対し放送の協力を要請する。 （資料編 9 - 5 4 : 災害時における放送の協力に関する協定）</p> <p>■災害時の広報 災害時には、市と防災関係機関が連絡を密にして広報活動を行う。また、災害情報の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3. 広報の方法及び内容並びに報道機関に対する発表 (1) 広報の方法 一般市民及び被災者に対する広報は、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、市ホームページ、フェイスブック、地域 FM ラジオ等によるものとし、状況により放送局、新聞社等の報道機関に協力を求め迅速に行う。さらに、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。</p>	<p>■予防対策広報 平常時においては、各種災害に備えての知識、準備等について、市広報紙等を通じて適宜周知する。また、災害発生のおそれがある場合には、予想される災害の規模や被害を防止するうえでの注意事項等について電話、広報車、安全・安心メール、市ホームページで周知するとともに、地域 FM 放送局に対し放送の協力を要請する。 （資料編 9 - 5 4 : 災害時における放送の協力に関する協定）</p> <p>■災害時の広報 災害時には、市と防災関係機関が連絡を密にして広報活動を行う。また、災害情報の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3. 広報の方法及び内容並びに報道機関に対する発表 (1) 広報の方法 一般市民及び被災者に対する広報は、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、市ホームページ、地域 FM ラジオ等によるものとし、状況により放送局、新聞社等の報道機関に協力を求め迅速に行う。さらに、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。</p>	<p>情報伝達手段の多重化に伴う追記</p>
4-13	<p>第 9 節 避難対策計画</p> <p>この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域にある住民に対し避難情報を発令し、安全地域に避難させるために必要な措置を定める。</p> <p>■避難実施責任者及び措置内容並びに連絡及び協力 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難のための立退きの指示を行う。 また、市は、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求める。</p>	<p>第 9 節 避難対策計画</p> <p>この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域にある住民に対し避難勧告等を発令し、安全地域に避難させるために必要な措置を定める。</p> <p>■避難実施責任者及び措置内容並びに連絡及び協力 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難のための立退きの勧告又は指示を行う。 また、市は、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求める。</p>	<p>内閣府ガイドライン改正に伴う修正</p>

頁	修正案	現行	備考																																										
4-14	<p>1. 避難実施責任者及び要件</p> <table border="1" data-bbox="365 226 1412 1234"> <thead> <tr> <th data-bbox="365 226 543 279">実施責任者</th> <th data-bbox="543 226 1196 279">避難情報を発令する要件</th> <th data-bbox="1196 226 1412 279">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="365 279 543 464">市長</td> <td data-bbox="543 279 1196 464">□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> <td data-bbox="1196 279 1412 464">基本法第60条第1項～第5項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 464 543 558">北海道知事</td> <td data-bbox="543 464 1196 558">□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td data-bbox="1196 464 1412 558">基本法第60条第6項～第8項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 558 543 779">警察官</td> <td data-bbox="543 558 1196 779">□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合</td> <td data-bbox="1196 558 1412 779">基本法第61条 基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 779 543 957">災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</td> <td data-bbox="543 779 1196 957">□人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合</td> <td data-bbox="1196 779 1412 957">自衛隊法第94条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 957 543 1136">北海道知事、知事の命を受けた北海道職員</td> <td data-bbox="543 957 1196 1136">□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 □地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td data-bbox="1196 957 1412 1136">水防法第22条 地すべり等防止法第25条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 1136 543 1234">水防管理者</td> <td data-bbox="543 1136 1196 1234">□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td data-bbox="1196 1136 1412 1234">水防法第22条</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 連絡及び協力</p> <p>北海道知事、市長及び富良野警察署長は、避難のための立退きの指示を行った場合は、相互に連絡を取り合うものとする。また、富良野警察署長は、市長が行う避難情報について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断し、避難情報の発令時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。</p>	実施責任者	避難情報を発令する要件	根拠法令	市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第60条第1項～第5項	北海道知事	□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	基本法第60条第6項～第8項	警察官	□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合	基本法第61条 基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	□人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合	自衛隊法第94条	北海道知事、知事の命を受けた北海道職員	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 □地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条 地すべり等防止法第25条	水防管理者	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条	<p>1. 避難実施責任者及び要件</p> <table border="1" data-bbox="1463 226 2510 1234"> <thead> <tr> <th data-bbox="1463 226 1641 279">実施責任者</th> <th data-bbox="1641 226 2294 279">避難勧告等を発令する要件</th> <th data-bbox="2294 226 2510 279">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1463 279 1641 464">市長</td> <td data-bbox="1641 279 2294 464">□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> <td data-bbox="2294 279 2510 464">基本法第60条第1項～第5項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 464 1641 558">北海道知事</td> <td data-bbox="1641 464 2294 558">□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td data-bbox="2294 464 2510 558">基本法第60条第6項～第8項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 558 1641 779">警察官</td> <td data-bbox="1641 558 2294 779">□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合</td> <td data-bbox="2294 558 2510 779">基本法第61条 基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 779 1641 957">災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</td> <td data-bbox="1641 779 2294 957">□人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合</td> <td data-bbox="2294 779 2510 957">自衛隊法第94条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 957 1641 1136">北海道知事、知事の命を受けた北海道職員</td> <td data-bbox="1641 957 2294 1136">□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 □地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td data-bbox="2294 957 2510 1136">水防法第22条 地すべり等防止法第25条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 1136 1641 1234">水防管理者</td> <td data-bbox="1641 1136 2294 1234">□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td data-bbox="2294 1136 2510 1234">水防法第22条</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 連絡及び協力</p> <p>北海道知事、市長及び富良野警察署長は、避難のための立退きの勧告又は指示を行った場合は、相互に連絡を取り合うものとする。また、富良野警察署長は、市長が行う避難勧告及び指示について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断し、勧告等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。</p>	実施責任者	避難勧告等を発令する要件	根拠法令	市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第60条第1項～第5項	北海道知事	□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	基本法第60条第6項～第8項	警察官	□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合	基本法第61条 基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	□人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合	自衛隊法第94条	北海道知事、知事の命を受けた北海道職員	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 □地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条 地すべり等防止法第25条	水防管理者	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条	<p>内閣府ガイドライン改正に伴う修正</p> <p>内閣府ガイドライン改正に伴う修正</p>
実施責任者	避難情報を発令する要件	根拠法令																																											
市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第60条第1項～第5項																																											
北海道知事	□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	基本法第60条第6項～第8項																																											
警察官	□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合	基本法第61条 基本法第61条 警察官職務執行法第4条																																											
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	□人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合	自衛隊法第94条																																											
北海道知事、知事の命を受けた北海道職員	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 □地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条 地すべり等防止法第25条																																											
水防管理者	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条																																											
実施責任者	避難勧告等を発令する要件	根拠法令																																											
市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第60条第1項～第5項																																											
北海道知事	□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	基本法第60条第6項～第8項																																											
警察官	□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合	基本法第61条 基本法第61条 警察官職務執行法第4条																																											
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	□人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合	自衛隊法第94条																																											
北海道知事、知事の命を受けた北海道職員	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 □地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条 地すべり等防止法第25条																																											
水防管理者	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条																																											

頁	修正案	現行	備考																
4-15	<p>■避難情報の区分の基準及び発令</p> <p>市長は、市域の河川特性や土砂災害特性等を考慮し、「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」にしたがい、避難情報の発令を行う。</p> <p>(マニュアル編：避難情報の発令判断・伝達マニュアル)</p> <table border="1" data-bbox="362 315 1394 1037"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル3】 高齢者等避難</td> <td>1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適切であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適切であるとき。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難指示</td> <td><u>1 高齢者等避難発令時より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。</u> <u>2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。</u></td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル5】 緊急安全確保</td> <td><u>1 避難指示（又は高齢者等避難）発令時より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。</u> <u>2 災害が発生・切迫し、直ちに安全確保を要すると判断されるとき。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	発令基準	【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適切であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適切であるとき。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。	【警戒レベル4】 避難指示	<u>1 高齢者等避難発令時より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。</u> <u>2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。</u>	【警戒レベル5】 緊急安全確保	<u>1 避難指示（又は高齢者等避難）発令時より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。</u> <u>2 災害が発生・切迫し、直ちに安全確保を要すると判断されるとき。</u>	<p>■避難勧告等の区分の基準及び発令</p> <p>市長は、市域の河川特性や土砂災害特性等を考慮し、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」にしたがい、避難勧告等の発令を行う。</p> <p>(マニュアル編：避難勧告等の判断・伝達マニュアル)</p> <table border="1" data-bbox="1460 315 2504 1037"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適切であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適切であるとき。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>1 避難準備・高齢者等避難開始発令時より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td>1 避難勧告（又は避難準備・高齢者等避難開始）発令時より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	発令基準	避難準備・高齢者等避難開始	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適切であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適切であるとき。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。	避難勧告	1 避難準備・高齢者等避難開始発令時より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。	避難指示（緊急）	1 避難勧告（又は避難準備・高齢者等避難開始）発令時より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。	内閣府ガイドライン改正に伴う修正
種別	発令基準																		
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適切であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適切であるとき。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。																		
【警戒レベル4】 避難指示	<u>1 高齢者等避難発令時より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。</u> <u>2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。</u>																		
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<u>1 避難指示（又は高齢者等避難）発令時より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。</u> <u>2 災害が発生・切迫し、直ちに安全確保を要すると判断されるとき。</u>																		
種別	発令基準																		
避難準備・高齢者等避難開始	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適切であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適切であるとき。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。																		
避難勧告	1 避難準備・高齢者等避難開始発令時より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。																		
避難指示（緊急）	1 避難勧告（又は避難準備・高齢者等避難開始）発令時より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。																		
4-15	<p>■避難情報の周知</p> <p>市長は、避難情報の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難情報の発令にあたっては、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容となるように配慮し、危険地域の市民及び事業所等に対し、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、フェイスブック、地域FMラジオ、サイレンその他の方法により周知徹底を図る。また、要配慮者及び観光客等への的確な情報提供に努める。</p> <p>避難情報を発令する場合の伝達内容は概ね次のとおりとする。</p> <p>(資料編9 - 4 2 : 災害時における放送の協力に関する協定)</p> <p>(資料編9 - 2 4 : 災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定)</p> <p>1. 周知すべき避難情報を発令する場合の伝達事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難情報発令の趣旨 (2) 避難情報が発令された地域名 (3) 避難場所 (4) 避難の経路及び誘導方法 (5) その他注意事項等 	<p>■避難勧告等の周知</p> <p>市長は、危険地域の市民及び事業所等に対し、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、フェイスブック、地域FMラジオ、サイレンその他の方法により市民等に周知徹底を図る。また、要配慮者及び観光客等への的確な情報提供に努める。</p> <p>避難勧告等を発令する場合の伝達内容は概ね次のとおりとする。</p> <p>(資料編9 - 4 2 : 災害時における放送の協力に関する協定)</p> <p>(資料編9 - 2 4 : 災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定)</p> <p>1. 周知すべき避難勧告等を発令する場合の伝達事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難勧告等発令の趣旨 (2) 避難勧告等が発令された地域名 (3) 避難場所 (4) 避難の経路及び誘導方法 (5) その他注意事項等 	内閣府のガイドライン改正に伴う修正 北海道地域防災計画の改定に伴う修正																

頁	修正案	現行	備考
4-16	<p>2. 周知の方法</p> <p>住民に対する避難情報の周知方法は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) サイレンによる方法 消防機関のサイレンを60秒間吹鳴する。</p> <p>(2) 広報車による方法 市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して市民等に周知する。 なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。</p> <p>(3) メール等による方法 安全・安心メール、緊急速報メール（エリアメール）、フェイスブック及び市ホームページにより、市民等に周知する。</p> <p>(4) 公共放送による方法 NHK、民間放送局、地域FMラジオに対し、避難情報を発令した旨を連絡し、市民等に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。</p> <p>(5) 伝達員等による方法 避難情報を発令した時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、総務対策部広報班が消防職員や消防団員の協力を得て、関係地域の住民を個別に訪問して周知することとし、特に要配慮者に留意する。また、メガホンや電話なども利用する。</p> <p>3. 避難に関する留意点</p> <p>(略)</p> <p>■避難所の開設及び運営</p> <p>(略)</p> <p>1. ～ 4. (略)</p>	<p>2. 周知の方法</p> <p>住民に対する避難勧告等の周知方法は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) サイレンによる方法 消防機関のサイレンを吹鳴する。</p> <p>(2) 広報車による方法 市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して市民等に周知する。 なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。</p> <p>(3) メール等による方法 安全・安心メール、緊急速報メール（エリアメール）、フェイスブック及び市ホームページにより、市民等に周知する。</p> <p>(4) 公共放送による方法 NHK、民間放送局、地域FMラジオに対し、避難勧告等を発令した旨を連絡し、市民等に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。</p> <p>(5) 伝達員等による方法 避難勧告等を発令した時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、総務対策部広報班が消防職員や消防団員の協力を得て、関係地域の住民を個別に訪問して周知することとし、特に要配慮者に留意する。また、メガホンや電話なども利用する。</p> <p>3. 避難に関する留意点</p> <p>(略)</p> <p>■避難所の開設及び運営</p> <p>(略)</p> <p>1. ～ 4. (略)</p>	<p>内閣府のガイドライン改正に伴う修正 字句整理</p> <p>内閣府のガイドライン改正に伴う修正</p>
4-17	<p>5. 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</p> <p><u>市長は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当と保健福祉部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p>		<p>北海道地域防災計画改正に伴う修正</p>

頁	修正案	現行	備考
4-18	<p>■関係機関への報告</p> <p>1. 避難情報発令の報告</p> <p>市長は、避難情報を発令したときは、次の事項を速やかに北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。市長以外の実施責任者が避難情報を発令した旨の通知を受けたときも同様とする。</p> <p>なお、発令を解除したときは、直ちにその旨を公示するとともに、北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。</p> <p>(1) 避難情報の発令者</p> <p>(2) 発令の理由</p> <p>(3) 発令日時</p> <p>(4) 避難の対象区域</p> <p>(5) 避難先</p>	<p>■関係機関への報告</p> <p>1. 避難勧告等発令の報告</p> <p>市長は、避難勧告等を発令したときは、次の事項を速やかに北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。市長以外の実施責任者が避難勧告等を発令した旨の通知を受けたときも同様とする。</p> <p>なお、発令を解除したときは、直ちにその旨を公示するとともに、北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。</p> <p>(1) 避難勧告等の発令者</p> <p>(2) 発令の理由</p> <p>(3) 発令日時</p> <p>(4) 避難の対象区域</p> <p>(5) 避難先</p>	内閣府のガイドライン改正に伴う修正
4-21	<p>第11節 災害警備計画</p> <p>(略)</p> <p>■応急対策の実施</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 避難情報の発令</p> <p>市長が避難情報を発令することができないとき、又は市長から要求があったときに住民等に対し、避難情報を発令する</p> <p>第12節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p>	<p>第11節 災害警備計画</p> <p>(略)</p> <p>■応急対策の実施</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 避難勧告等の発令</p> <p>市長が避難勧告等を発令することができないとき、又は市長から要求があったときに住民等に対し、避難勧告等を発令する</p> <p>第12節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p>	内閣府のガイドライン改正に伴う修正

頁	修正案	現行	備考
4-23	<p>■緊急輸送のための交通規制</p> <p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 緊急通行車両の確認手続</p>	<p>■緊急輸送のための交通規制</p> <p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 緊急通行車両の確認手続</p>	
4-24	<p>北海道知事（上川総合振興局長）又は北海道公安委員会（富良野警察署長）は、振興局又は警察署及び交通検問所において、車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行う。</p> <p>確認をしたものについては、車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。</p> <p>なお、緊急通行車両は、応急対策として概ね次に掲げる事項のために使用するものとする。</p> <p>(1) 警報の発令及び伝達並びに避難情報に関する事項</p> <p>(2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項</p> <p>(3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項</p> <p>(4) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項</p> <p>(5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項</p> <p>(6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</p> <p>(7) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>(8) 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>(9) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項 (資料編4 - 6 : 緊急通行車両確認証明書)</p>	<p>北海道知事（上川総合振興局長）又は北海道公安委員会（富良野警察署長）は、振興局又は警察署及び交通検問所において、車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行う。</p> <p>確認をしたものについては、車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。</p> <p>なお、緊急通行車両は、応急対策として概ね次に掲げる事項のために使用するものとする。</p> <p>(1) 警報の発令及び伝達並びに避難勧告等に関する事項</p> <p>(2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項</p> <p>(3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項</p> <p>(4) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項</p> <p>(5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項</p> <p>(6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</p> <p>(7) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>(8) 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>(9) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項 (資料編4 - 6 : 緊急通行車両確認証明書)</p>	<p>内閣府のガイドライン改正に伴う修正</p>

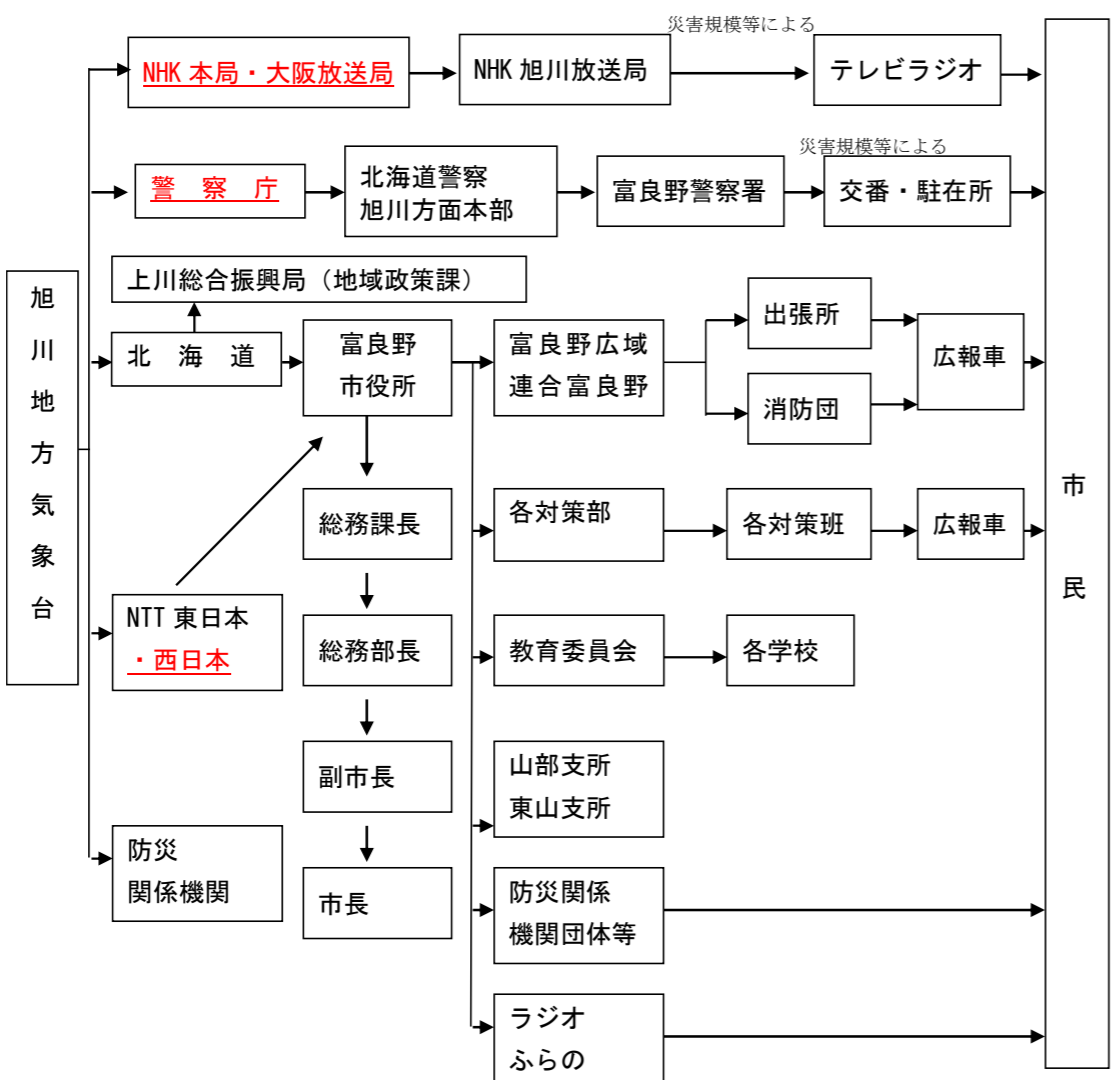
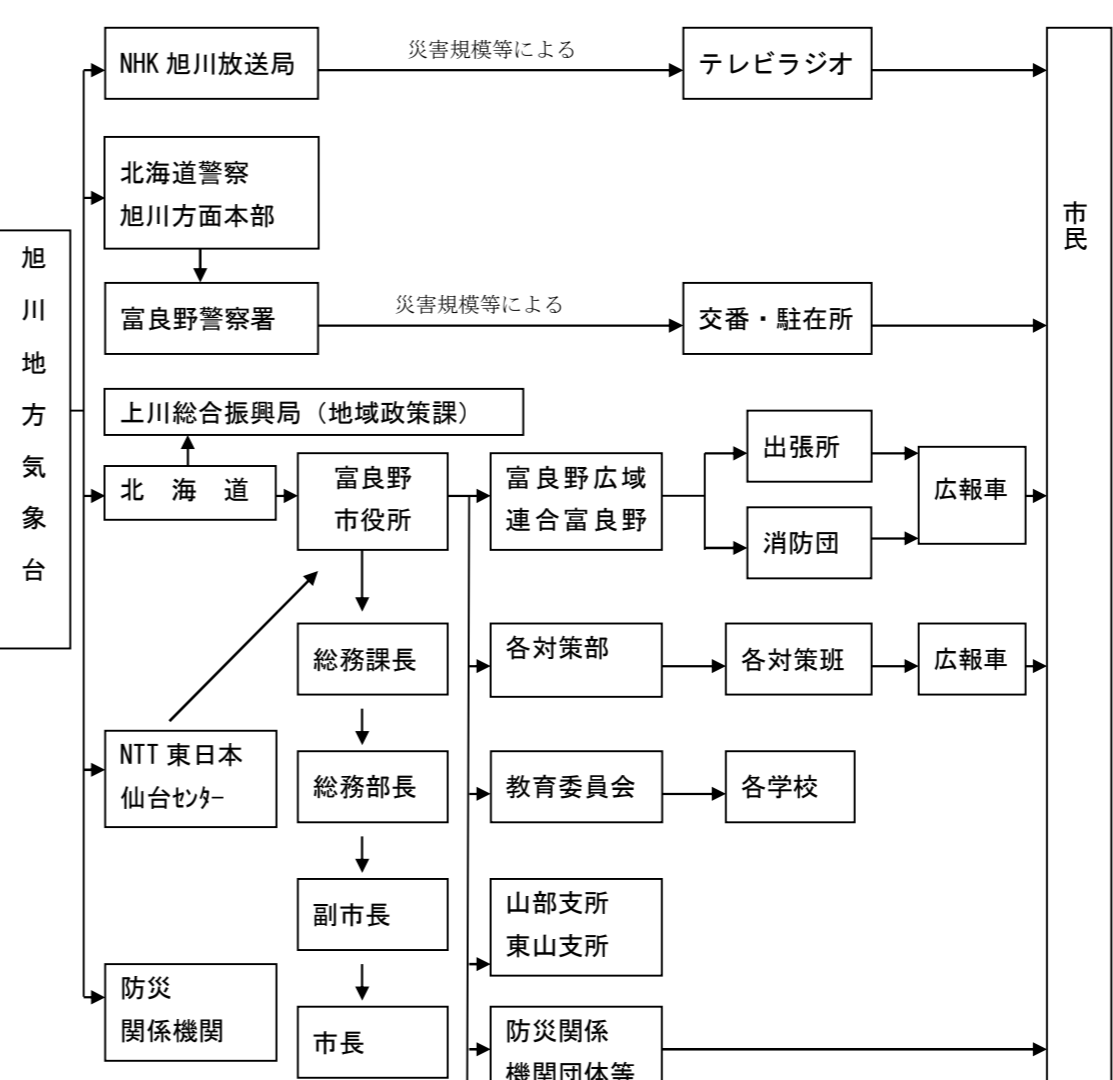
頁	修正案	現行	備考
4-26	<p>第14節 食料供給計画</p> <p>(略)</p> <p>■実施責任</p> <p>1. <u>富良野市長</u> <u>被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。</u></p> <p>2. 北海道知事（上川総合振興局長） <u>必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。</u></p> <p>3. <u>北海道農政事務所長</u> <u>農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。</u></p>	<p>第14節 食料供給計画</p> <p>(略)</p> <p>■実施責任</p> <p>1. <u>北海道農政事務所長</u> <u>救助法が発動された場合における応急用米穀の売却を行う。</u></p> <p>2. 北海道知事（上川総合振興局長） <u>救助法が発動され、市長からの要請があった場合に北海道農政事務所長と協議して応急用米穀の売却を受けて市に供給する。</u> <u>被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料の供給対策を行う。</u></p>	<p>北海道地域防災計画改定に伴う修正（農林水産省の役割等の変更及び米穀の買入・販売等に関する基本要領の規定に基づく修正）</p>
4-27	<p>■食料の供給</p> <p>1. 主要食料</p> <p>主要食料である米穀は、市内販売業者から調達することを基本とするが、応急用米穀を確保することが出来ないときは、上川総合振興局長を通じて北海道知事にその確保を要請する。この場合において、<u>必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官に直接、又は、上川総合振興局長を通じて北海道知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡しを要請する。</u></p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>■食料の供給対象者及び需要の把握等</p> <p>1. 供給対象者</p> <p>食料の供給対象者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>避難情報</u>に基づき避難場所に収容された者</p> <p>(2) 住家が被害を受け、炊事が不可能な者</p> <p>(3) 旅行者、市内通過者などで他に食糧を得る手段のない者</p> <p>(4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者</p> <p>(5) 災害応急活動従事者</p>	<p>■食料の供給</p> <p>1. 主要食料</p> <p>主要食料である米穀は、市内販売業者から調達することを基本とするが、応急用米穀を確保することが出来ないときは、上川総合振興局長を通じて北海道知事にその確保を要請する。この場合において、<u>北海道知事は「災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、北海道農政事務所長に対して応急用米穀の売渡しについて協議し、北海道農政事務所長は、応急用米穀の売却・引渡しを行う。</u></p> <p><u>市長は、交通・通信の途絶のため、災害救助用米穀の引渡しに関する北海道知事の指示を受けられない場合には、緊急に引渡しを受ける必要のある数量について、北海道農政事務所旭川地域センター又は保管倉庫の責任者に対し直接引渡しを要請することができる。</u></p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>■食料の供給対象者及び需要の把握等</p> <p>1. 供給対象者</p> <p>食料の供給対象者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>避難勧告等</u>に基づき避難場所に収容された者</p> <p>(2) 住家が被害を受け、炊事が不可能な者</p> <p>(3) 旅行者、市内通過者などで他に食糧を得る手段のない者</p> <p>(4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者</p> <p>(5) 災害応急活動従事者</p>	<p>内閣府のガイドライン改正に伴う修正</p>

頁	修正案	現行	備考
4-27 4-28	<p>第15節 給水計画</p> <p>(略)</p> <p>■実施責任</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4. 重要給水施設</u> <u>人命に係る医療機関や防災拠点となる施設など、災害時においても特に優先して給水を確保することが必要な施設を重要給水施設として位置付ける。</u> <u>(資料編7-4 重要給水施設一覧)</u></p>	<p>第15節 給水計画</p> <p>(略)</p> <p>■実施責任</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>市の優先的給水施設の明確化に伴う追記</p>
4-46 4-47	<p>第26節 行方不明者の捜索及び遺体の処理埋葬計画</p> <p>この計画は、災害より行方不明となり、すでに死亡されていると推定されるものの捜索及び災害等により災害により行方不明となった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、次に定めるところによる。</p> <p>■実施責任</p> <p>行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬については、市長（<u>総務対策部本部班及び市民生活対策部環境・防疫班</u>）が警察官の協力を得て行う。ただし、救助法が適用された場合には北海道知事の委任を受けて市長が行うこととなるが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、北海道知事の委託を受けた日赤北海道支部が行う。</p> <p>■実施の方法</p> <p>1. 行方不明者の捜索</p> <p>(1) 対象者</p> <p>災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者</p> <p>(2) 捜索の実施</p> <p><u>総務対策部本部班</u>は、災害の種別、規模等を勘案して捜索の方法及び期間を定め、警察官・消防機関に協力を要請し捜索を実施する。なお、被災の状況によっては関係機関や地域住民の協力を求める。</p>	<p>第26節 行方不明者の捜索及び遺体の処理埋葬計画</p> <p>この計画は、災害より行方不明となり、すでに死亡されていると推定されるものの捜索及び災害等により災害により行方不明となった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、次に定めるところによる。</p> <p>■実施責任</p> <p>行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬については、市長（市民対策部環境・防疫班）が警察官の協力を得て行う。ただし、救助法が適用された場合には北海道知事の委任を受けて市長が行うこととなるが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、北海道知事の委託を受けた日赤北海道支部が行う。</p> <p>■実施の方法</p> <p>1. 行方不明者の捜索</p> <p>(1) 対象者</p> <p>災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者</p> <p>(2) 捜索の実施</p> <p><u>保健福祉対策部救護班</u>は、災害の種別、規模等を勘案して捜索の方法及び期間を定め、警察官・消防機関に協力を要請し捜索を実施する。なお、被災の状況によっては関係機関や地域住民の協力を求める。</p>	<p>事務分掌の変更に伴う修正</p> <p>事務分掌の変更に伴う修正</p>

頁	修正案	現行	備考
4-47	<p>(3) 警察署への通報</p> <p>総務対策部本部班は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を富良野警察署に通報する。</p> <p>ア 行方不明者の人員数</p> <p>イ 氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等</p> <p>ウ 行方不明となった日時</p> <p>エ 行方不明者が発見されると考えられる地域</p> <p>オ その他行方不明の状況</p>	<p>(3) 警察署への通報</p> <p>保健福祉対策部救護班は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を富良野警察署に通報する。</p> <p>ア 行方不明者の人員数</p> <p>イ 氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等</p> <p>ウ 行方不明となった日時</p> <p>エ 行方不明者が発見されると考えられる地域</p> <p>オ その他行方不明の状況</p>	事務分掌の変更に伴う修正
4-61	<p>第35節 災害ボランティアとの連携計画</p> <p>(略)</p> <p>■災害ボランティアセンターの設置及び運営</p> <p>市内で震度6弱以上の地震が発生したとき、又は同程度の被害が発生したときは、ボランティア活動が迅速・円滑に行われるよう、市と社会福祉法人富良野市社会福祉協議会が協力し、災害ボランティアセンターを早期に富良野スポーツセンター又は富良野地域人材開発センターに設置する。ただし、被災状況等によっては、他の場所に設置することがある。</p> <p>災害ボランティアセンターでは、災害ボランティアの活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等を行う。市は随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として配置する。</p> <p>(資料編9 - 27 : 災害時におけるボランティア活動に関する協定)</p>	<p>第35節 防災ボランティアとの連携計画</p> <p>(略)</p> <p>■災害ボランティアセンターの設置及び運営</p> <p>市内で震度6以上の地震が発生したとき、又は同程度の被害が発生したときは、ボランティア活動が迅速・円滑に行われるよう、市と社会福祉法人富良野市社会福祉協議会が協力し、災害ボランティアセンターを早期に富良野市地域福祉センター内に設置する。ただし、被災状況等によっては、他の場所に設置することがある。</p> <p>災害ボランティアセンターでは、災害ボランティアの活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等を行う。市は随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として配置する。</p> <p>(資料編9 - 27 : 災害時におけるボランティア活動に関する協定)</p>	字句修正 設置場所変更に伴う修正

頁	修正案	現行	備考
4-66	<p>第40節 罹災証明の発行計画</p> <p>罹災証明の発行に関して、必要な事項を定める。</p> <p>■実施責任者 総務対策部 (調査班) が担当する。</p> <p>■罹災証明等の交付体制の整備 罹災証明は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たしていることから、平常時から住家被害の調査する職員の育成や、罹災証明書に関する行動規程等を整理し、遅滞なく交付できるよう、必要な業務の体制確保に努める。</p> <p><u>また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p>4-67 また、必要に応じて、個々の被災者の被害の程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、当該台帳作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報を活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>(資料編4-7：罹災証明書・罹災証明発行記録)</p>	<p>第40節 リ災証明の発行計画</p> <p>リ災証明の発行に関して、必要な事項を定める。</p> <p>■実施責任者 総務対策部 (情報支援班) が担当する。</p> <p>■リ災証明等の交付体制の整備 リ災証明は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たしていることから、平常時から住家被害の調査する職員の育成や、リ災証明書に関する行動規程等を整理し、遅滞なく交付できるよう、必要な業務の体制確保に努める。</p> <p>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、当該台帳作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報を活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>(資料編4-7：リ災証明書・リ災証明発行記録)</p>	<p>字句修正</p> <p>班名の変更に伴う修正</p> <p>北海道地域防災計画改定に伴う修正</p>
4-67	<p>第41節 石油類燃料供給計画</p> <p><u>災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給についての計画は、次のとおりである。</u></p> <p>■実施責任者</p> <p>1. 富良野市</p> <p><u>市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類暖房用燃料の確保に努める。</u></p> <p><u>(1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。</u></p> <p><u>(資料編9-48 災害時における石油類燃料の供給に関する協定)</u></p> <p><u>(2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。</u></p>	<p>(新規)</p>	<p>北海道地域防災計画改定に伴う追記</p>

頁	修正案	現行	備考
4-67	<p><u>(3) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めるとともに、調達所要が発生した際には、石油業協同組合と連絡調整を行う。</u></p> <p><u>(4) LPG については、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。</u></p> <p><u>(資料編9-35 災害等の発生時における富良野市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定)</u></p> <p>2. 北海道</p> <p><u>知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、北海道石油業協同組合連合会に対し、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設(以下本節において「重要施設」という。)や市長等の要請に基づき円滑な供給が行われるよう要請を行う。</u></p> <p><u>また、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。</u></p> <p>3. 北海道経済産業局</p> <p><u>灯油、ガソリン等の燃料に関する需給・価格変動等の把握及び情報提供を行う。</u></p>	(新規)	北海道地域防災計画改定に伴う追記
4-68	<p>■石油類燃料の確保</p> <p><u>災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対して協力を要請し、又は斡旋を求める。</u></p> <p><u>1 市は、総務対策部 財政班を中心に、関係する各対策部班と連携して行う。</u></p> <p><u>2 道は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。</u></p> <p><u>また、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核 SS、住民拠点 SS 及び北海道地域サポート SS の営業状況等を把握し、市町村や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、住民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。</u></p>		

頁	修正案	現行	備考
4-69	<p>■別図1 注意報、警報及び気象情報等伝達系統図</p> 	<p>■別図1 注意報、警報及び気象情報等伝達系統図</p> 	<p>気象庁 系統変更に伴う修正</p>

頁	修正案	現行	備考
4-71	<p>■別図3 土砂災害警戒情報の伝達系統図</p> <p>■別図4 洪水予報（指定河川）の伝達系統図</p> <p>1. 北海道開発局と札幌管区気象台が共同で発表する</p>	<p>■別図3 土砂災害警戒情報の伝達系統図</p> <p>■別図4 洪水予報（指定河川）の伝達系統図</p> <p>1. 北海道開発局と札幌管区気象台が共同で発表する場合</p>	<p>気象庁 系統変更に伴う修正</p>

頁	修正案	現行	備考
4-72	<p>■別図5 水防警報伝達系統図</p> <p>1. 北海道開発局が発表する場合</p> <pre> graph TD HDK[北海道開発局] --> H[北海道] HDK --> S[札幌開発建設部] S --> HDK S --> SC[上川総合振興局 (旭川建設管理部)] S --> K[関係開発建設部] SC --> H SC --> HP[北海道警察] SC --> SD[自衛隊] SC --> WM[水防上の関係機関] SC --> FM[富良野市] K --> FM FM --> FAF[富良野広域連合 富良野消防署] </pre>	<p>■別図5 水防警報伝達系統図</p> <p>1. 北海道開発局が発表する場合</p> <pre> graph TD HDK[北海道開発局] --> H[北海道] HDK --> S[札幌開発建設部] S --> HDK S --> SC[上川総合振興局 (旭川建設管理部)] S --> K[関係開発建設部] SC --> H SC --> HP[北海道警察] SC --> SD[自衛隊] SC --> WM[水防上の関係機関] K --> FM[富良野市] FM --> FAF[富良野広域連合 富良野消防署] </pre>	北海道開発局 系統変更に伴う修正

富良野市地域防災計画新旧対照表（第5章 震災対策計画）

審議事項	資料2
令和3年度	富良野市防災会議

頁	修正案	現行	備考																							
5-4	<p>第3節 被害情報の収集及び報告計画</p> <p>(略)</p> <p>■地震動警報等の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表名称</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震動警報</td> <td>緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報</td> <td>最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、震度4以上が予想される地域に対し発表する</td> </tr> <tr> <td>地震動予報</td> <td>緊急地震速報（予報）</td> <td>最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、高度利用者向けに発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>■地震情報等の発表 旭川地方気象台は、次のような地震情報を発表する。</p> <p>■地震情報の種類</p>	種類	発表名称	内容	地震動警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、 震度4以上が予想される地域に対し発表する	地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、高度利用者向けに発表	<p>第3節 被害情報の収集及び報告計画</p> <p>(略)</p> <p>■地震動警報等の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表名称</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震動警報</td> <td>緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報</td> <td>最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する</td> </tr> <tr> <td>地震動予報</td> <td>緊急地震速報（予報）</td> <td>最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、高度利用者向けに発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>■地震情報等の発表 旭川地方気象台は、次のような地震情報を発表する。</p> <p>■地震情報の種類</p>	種類	発表名称	内容	地震動警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、 強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する	地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、高度利用者向けに発表	<p>気象庁 発表内容見直しに伴う修正</p>					
種類	発表名称	内容																								
地震動警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、 震度4以上が予想される地域に対し発表する																								
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、高度利用者向けに発表																								
種類	発表名称	内容																								
地震動警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、 強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する																								
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、高度利用者向けに発表																								
5-5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
地震情報の種類	発表基準	内容																								
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。																								
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																								
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																								
地震情報の種類	発表基準	内容																								
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。																								
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																								
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																								

頁	修正案			現行			備考
5-5	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	気象庁 地震情報の追加に伴う追記
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表		
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。		
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。		
<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	・ <u>震度3以上</u>	<u>高層ビル内での被害の発生の可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震動発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）</u>					

頁	修正案	現行	備考												
5-5	<p>■地震活動に関する解説資料等</p> <p>地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。</p> <p>1. 地震解説資料</p> <p>担当区域内の沿岸に対し津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報・注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。</p>	<p>■地震活動に関する解説情報等</p> <p>地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。</p> <p>1. 地震解説資料</p> <p>担当区域内の沿岸に対し津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報・注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。</p>													
5-6	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="329 684 471 768">解説資料等の種類</th> <th data-bbox="471 684 810 768">発表基準</th> <th data-bbox="810 684 1377 768">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="329 768 471 1167">地震解説資料(速報版)</td> <td data-bbox="471 768 810 1167"> <u>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</u> ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。) </td> <td data-bbox="810 768 1377 1167"> <u>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1167 471 1577">地震解説資料</td> <td data-bbox="471 1167 810 1577"> <u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 </td> <td data-bbox="810 1167 1377 1577"> <u>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1577 471 1818">地震活動図</td> <td data-bbox="471 1577 810 1818"> ・定期(毎月初旬) </td> <td data-bbox="810 1577 1377 1818"> <u>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及び)上川・留萌地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内容	地震解説資料(速報版)	<u>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</u> ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	<u>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</u>	地震解説資料	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	<u>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u>	地震活動図	・定期(毎月初旬)	<u>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及び)上川・留萌地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</u>		<p>気象庁 地震開設資料の追記</p>
解説資料等の種類	発表基準	内容													
地震解説資料(速報版)	<u>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</u> ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	<u>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</u>													
地震解説資料	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	<u>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u>													
地震活動図	・定期(毎月初旬)	<u>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及び)上川・留萌地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</u>													

頁	修正案	現行	備考
5-9	<p>第4節 災害対策本部と地震非常配備体制</p> <p>(略)</p> <p>■富良野市地震災害対策本部</p> <p>1. 災害対策本部設置基準となる震度情報の取り扱い 市役所総務部に設置の震度表示装置(震度情報ネットワーク=科学技術庁型)による。 または、放送機関による緊急地震速報等の気象官署発表震度情報を基準とする。</p>	<p>第4節 災害対策本部と地震非常配備体制</p> <p>(略)</p> <p>■富良野市地震災害対策本部</p> <p>1. 災害対策本部設置基準となる震度情報の取り扱い 市役所総務部に設置の震度表示装置(震度ネットワーク=科学技術庁型)による。または、放送機関による緊急地震速報等の気象官署発表震度情報を基準とする。</p>	字句修正
5-15	<p>第7節 防災関係機関の計画</p> <p>市民に密接な関係にある防災関係機関が実施する災害応急対策計画の概要は次のとおりである。</p> <p>■北海道電力ネットワーク(株)富良野ネットワークセンター</p> <p>1. 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によっては危険防止のため送電を停止すること。</p> <p>2. 応急復旧に必要な資器材及び車両の確保を行うこと。</p> <p>3. 電力の供給再開までに長時間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧を行うこと。</p>	<p>第7節 防災関係機関の計画</p> <p>市民に密接な関係にある防災関係機関が実施する災害応急対策計画の概要は次のとおりである。</p> <p>■北海道電力富良野営業所</p> <p>1. 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によっては危険防止のため送電を停止すること。</p> <p>2. 応急復旧に必要な資器材及び車両の確保を行うこと。</p> <p>3. 電力の供給再開までに長時間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧を行うこと。</p>	名称変更に伴う修正
5-21	<p>第13節 防災通信整備計画</p> <p>(略)</p> <p>■公衆通信設備以外の通信</p> <p>1. 市防災行政無線</p> <p>(1) 基地局 ぼうさいふらの 周波数(専用波466.150MHz、広域共通波466.775MHz)</p> <p>(2) 陸上移動局 携帯局11、車載局10、可搬局4</p>	<p>第13節 防災通信整備計画</p> <p>(略)</p> <p>■公衆通信設備以外の通信</p> <p>1. 市防災行政無線</p> <p>(1) 基地局 ぼうさいふらの 周波数(専用波466.150MHz、広域共通波466.775MHz)</p> <p>(2) 陸上移動局 携帯局13、車載局47、可搬局4</p>	台数変更に伴う修正

頁	修正案	現行	備考
5-24	<p>第15節 応急措置実施計画</p> <p>大地震による災害は、広範囲にわたって同時に災害を発生し、かつ拡大していくため、防災活動を抑制する諸条件となって活動を一層困難にする。 条件が厳しいほど限られた人員と装備をもって、これに対処しなければならないため、市民の安全を確保するのに最も緊急重要な対策を最優先とした活動方針をもって、これに臨まなければならない。</p> <p>本計画においては、出火防止と初期消火の徹底、早期避難の指示と安全な避難場所への誘導、被災者の救護活動に重点をおいた対応策について定める。</p> <p>(略)</p> <p>第16節 避難対策計画</p> <p>この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域にある住民に対し避難情報を発令し、安全地域に避難させるために必要な措置を定める。</p> <p>■避難実施責任者及び措置内容並びに連絡及び協力</p>	<p>第15節 応急措置実施計画</p> <p>大地震による災害は、広範囲にわたって同時に災害を発生し、かつ拡大していくため、防災活動を抑制する諸条件となって活動を一層困難にする。 条件が厳しいほど限られた人員と装備をもって、これに対処しなければならないため、市民の安全を確保するのに最も緊急重要な対策を最優先とした活動方針をもって、これに臨まなければならない。</p> <p>本計画においては、出火防止と初期消火の徹底、早期避難の指示、避難勧告と安全な避難場所への誘導、被災者の救護活動に重点をおいた対応策について定める。</p> <p>(略)</p> <p>第16節 避難対策計画</p> <p>この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域にある住民に対し避難勧告等を発令し、安全地域に避難させるために必要な措置を定める。</p> <p>■避難実施責任者及び措置内容並びに連絡及び協力</p>	<p>内閣府ガイドライン改正に伴う修正</p>
5-25	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難情報を発令する。</p> <p>また、市は、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難情報等に関する事項について、助言を求める。</p>	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難勧告等を発令する。</p> <p>また、市は、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難勧告等に関する事項について、助言を求める。</p>	

頁	修正案	現行	備考																																										
5-25	<p>1. 避難実施責任者及び要件</p> <table border="1" data-bbox="323 344 1391 1352"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>避難情報を発令する要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> <td>基本法第 60 条 第 1 項～第 5 項</td> </tr> <tr> <td>北海道知事</td> <td>□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>基本法第 60 条 第 6 項～第 8 項</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合</td> <td>基本法第 61 条 基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条</td> </tr> <tr> <td>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</td> <td>人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場 にいない場合</td> <td>自衛隊法第 94 条</td> </tr> <tr> <td>北海道知事、知事の命を受けた北海道職員</td> <td>□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 □地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td>水防法第 22 条 地すべり等防止法第 25 条</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td>水防法第 22 条</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 連絡及び協力</p> <p>北海道知事、市長及び富良野警察署長は、避難のための立退きの避難情報を発令した場合は、相互に連絡を取り合うものとする。また、富良野警察署長は、市長が行う避難情報の発令について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断し、避難情報発令の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。</p>	実施責任者	避難情報を発令する要件	根拠法令	市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第 60 条 第 1 項～第 5 項	北海道知事	□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	基本法第 60 条 第 6 項～第 8 項	警察官	□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合	基本法第 61 条 基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場 にいない場合	自衛隊法第 94 条	北海道知事、知事の命を受けた北海道職員	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 □地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 22 条 地すべり等防止法第 25 条	水防管理者	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 22 条	<p>1. 避難実施責任者及び要件</p> <table border="1" data-bbox="1451 344 2504 1352"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>避難勧告等を発令する要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> <td>基本法第 60 条 第 1 項～第 5 項</td> </tr> <tr> <td>北海道知事</td> <td>□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>基本法第 60 条 第 6 項～第 8 項</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合</td> <td>基本法第 61 条 基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条</td> </tr> <tr> <td>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</td> <td>人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場 にいない場合</td> <td>自衛隊法第 94 条</td> </tr> <tr> <td>北海道知事、知事の命を受けた北海道職員</td> <td>□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 □地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td>水防法第 22 条 地すべり等防止法第 25 条</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td>水防法第 22 条</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 連絡及び協力</p> <p>北海道知事、市長及び富良野警察署長は、避難のための立退きの避難勧告等を発令した場合は、相互に連絡を取り合うものとする。また、富良野警察署長は、市長が行う避難勧告等の発令について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断し、勧告等発令の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。</p>	実施責任者	避難勧告等を発令する要件	根拠法令	市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第 60 条 第 1 項～第 5 項	北海道知事	□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	基本法第 60 条 第 6 項～第 8 項	警察官	□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合	基本法第 61 条 基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場 にいない場合	自衛隊法第 94 条	北海道知事、知事の命を受けた北海道職員	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 □地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 22 条 地すべり等防止法第 25 条	水防管理者	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 22 条	内閣府ガイドライン改正に伴う修正
実施責任者	避難情報を発令する要件	根拠法令																																											
市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第 60 条 第 1 項～第 5 項																																											
北海道知事	□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	基本法第 60 条 第 6 項～第 8 項																																											
警察官	□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合	基本法第 61 条 基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条																																											
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場 にいない場合	自衛隊法第 94 条																																											
北海道知事、知事の命を受けた北海道職員	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 □地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 22 条 地すべり等防止法第 25 条																																											
水防管理者	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 22 条																																											
実施責任者	避難勧告等を発令する要件	根拠法令																																											
市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第 60 条 第 1 項～第 5 項																																											
北海道知事	□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	基本法第 60 条 第 6 項～第 8 項																																											
警察官	□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合	基本法第 61 条 基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条																																											
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場 にいない場合	自衛隊法第 94 条																																											
北海道知事、知事の命を受けた北海道職員	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 □地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 22 条 地すべり等防止法第 25 条																																											
水防管理者	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 22 条																																											

頁	修正案	現行	備考																
5-26	<p>■避難情報の区分の基準</p> <table border="1" data-bbox="329 426 1362 1150"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>【警戒レベル3】 高齢者等避難</u></td> <td> 1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適切であると判断される時。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適切である時。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まった時。 </td> </tr> <tr> <td><u>【警戒レベル4】 避難指示</u></td> <td> 1 高齢者等避難発令時より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される時。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される時。 </td> </tr> <tr> <td><u>【警戒レベル5】 緊急安全確保</u></td> <td> 1 避難指示（又は高齢者等避難）発令時より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められる時。 2 災害が発生・切迫し、直ちに安全確保を要すると判断される時。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>■避難情報発令の周知</p> <p>市長は、<u>避難情報の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難情報の発令にあたっては、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容となるように配慮し、危険地域の市民及び事業所等に対し、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、フェイスブック、地域FMラジオ、サイレンその他の方法により周知徹底を図る。また、要配慮者及び観光客等への的確な情報提供に努める。避難情報を発令する場合の伝達内容は概ね次のとおりとする。</u></p> <p>（資料編9 - 54：災害時における放送の協力に関する協定） （資料編9 - 31：災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定）</p>	種別	発令基準	<u>【警戒レベル3】 高齢者等避難</u>	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適切であると判断される時。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適切である時。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まった時。	<u>【警戒レベル4】 避難指示</u>	1 高齢者等避難発令時より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される時。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される時。	<u>【警戒レベル5】 緊急安全確保</u>	1 避難指示（又は高齢者等避難）発令時より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められる時。 2 災害が発生・切迫し、直ちに安全確保を要すると判断される時。	<p>■避難勧告等の区分の基準</p> <table border="1" data-bbox="1427 426 2472 1150"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td> <td> 1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適切であると判断される時。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適切である時。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まった時。 </td> </tr> <tr> <td><u>避難勧告</u></td> <td> 1 避難準備・高齢者等避難開始発令時より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される時。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される時。 </td> </tr> <tr> <td><u>避難指示（緊急）</u></td> <td> 1 避難勧告（又は避難準備・高齢者等避難開始）発令時より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められる時。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められる時。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>■避難勧告等発令の周知</p> <p>市長は、危険地域の市民及び事業所等に対し、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、フェイスブック、地域FMラジオ、サイレンその他の方法により<u>市民等</u>に周知徹底を図る。また、要配慮者及び観光客等への的確な情報提供に努める。<u>避難勧告等</u>を発令する場合の伝達内容は概ね次のとおりとする。</p> <p>（資料編9 - 54：災害時における放送の協力に関する協定） （資料編9 - 31：災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定）</p>	種別	発令基準	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適切であると判断される時。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適切である時。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まった時。	<u>避難勧告</u>	1 避難準備・高齢者等避難開始発令時より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される時。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される時。	<u>避難指示（緊急）</u>	1 避難勧告（又は避難準備・高齢者等避難開始）発令時より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められる時。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められる時。	<p>内閣府のガイドライン改正に伴う修正</p> <p>内閣府のガイドライン改正に伴う修正</p>
種別	発令基準																		
<u>【警戒レベル3】 高齢者等避難</u>	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適切であると判断される時。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適切である時。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まった時。																		
<u>【警戒レベル4】 避難指示</u>	1 高齢者等避難発令時より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される時。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される時。																		
<u>【警戒レベル5】 緊急安全確保</u>	1 避難指示（又は高齢者等避難）発令時より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められる時。 2 災害が発生・切迫し、直ちに安全確保を要すると判断される時。																		
種別	発令基準																		
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適切であると判断される時。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適切である時。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まった時。																		
<u>避難勧告</u>	1 避難準備・高齢者等避難開始発令時より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される時。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される時。																		
<u>避難指示（緊急）</u>	1 避難勧告（又は避難準備・高齢者等避難開始）発令時より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められる時。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められる時。																		

頁	修正案	現行	備考
5-26	<p>1. 周知すべき避難情報等</p> <p>(1) 避難情報発令の趣旨</p> <p>(2) 避難情報が発令された地域名</p> <p>(3) 避難場所</p> <p>(4) 避難の経路及び誘導方法</p> <p>(5) その他注意事項等</p>	<p>1. 周知すべき避難準備、勧告、指示事項</p> <p>(1) 避難勧告等発令の趣旨</p> <p>(2) 避難勧告等が発令された地域名</p> <p>(3) 避難場所</p> <p>(4) 避難の経路及び誘導方法</p> <p>(5) その他注意事項等</p>	<p>内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」改定（警戒レベル付記）に伴う追記</p>
5-27	<p>2. 周知の方法</p> <p>住民に対する避難情報発令の周知方法は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) サイレンによる方法 消防機関のサイレンを 60秒間吹鳴する。</p> <p>(2) 広報車による方法 市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して市民等に周知する。なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。</p> <p>(3) メール等による方法 安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、フェイスブック及び市ホームページにより、市民等に周知する。 市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して市民等に周知する。なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。</p> <p>(4) 公共放送による方法 NHK、民間放送局、地域FMラジオに対し、避難情報を発令した旨を連絡し、市民等に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。</p> <p>(5) 伝達員等による方法 避難情報を発令した時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、総務対策部広報班が消防職員や消防団員の協力を得て、関係地域の住民を個別に訪問して周知することとし、特に要配慮者に留意する。また、メガホンや電話なども利用する。</p> <p>3. 避難に関する留意点</p> <p>(略)</p>	<p>2. 周知の方法</p> <p>住民に対する避難勧告等発令の周知方法は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) サイレンによる方法 消防機関のサイレンを吹鳴する。</p> <p>(2) 広報車による方法 市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して市民等に周知する。なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。</p> <p>(3) メール等による方法 安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、フェイスブック及び市ホームページにより、市民等に周知する。 市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して市民等に周知する。なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。</p> <p>(4) 公共放送による方法 NHK、民間放送局、地域FMラジオに対し、避難勧告等を発令した旨を連絡し、市民等に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。</p> <p>(5) 伝達員等による方法 避難勧告等を発令した時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、総務対策部広報班が消防職員や消防団員の協力を得て、関係地域の住民を個別に訪問して周知することとし、特に要配慮者に留意する。また、メガホンや電話なども利用する。</p> <p>3. 避難に関する留意点</p> <p>(略)</p>	<p>内閣府のガイドライン改正に伴う修正</p> <p>北海道地域防災計画の改正に伴う修正</p>

頁	修正案	現行	備考
5-28	<p>■避難所の開設及び運営</p> <p>(略)</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p><u>5. 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u> <u>市長は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当と保健福祉部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p>	<p>■避難所の開設及び運営</p> <p>(略)</p> <p>1. ～ 4. (略)</p>	<p>北海道地域防災計画改正に伴う修正</p>
5-29	<p>■関係機関への報告</p> <p>1. <u>避難情報</u>発令の報告</p> <p>市長は、避難のための立退き<u>及び</u>立ち退き先を指示したときは、次の事項を速やかに北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。市長以外の実施責任者が<u>避難情報</u>を発令した旨の通知を受けたときも同様とする。</p> <p>なお、発令を解除したときは、直ちにその旨を公示するとともに、北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。</p> <p>(1) <u>避難情報</u>発令の発令者</p> <p>(2) 発令の理由</p> <p>(3) 発令日時</p> <p>(4) 避難の対象区域</p> <p>(5) 避難先</p>	<p>■関係機関への報告</p> <p>1. <u>避難勧告等</u>発令の報告</p> <p>市長は、避難のための立退き<u>を勧告し、若しくは指示し、又は</u>立ち退き先を指示したときは、次の事項を速やかに北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。市長以外の実施責任者が<u>避難勧告等</u>を発令した旨の通知を受けたときも同様とする。</p> <p>なお、発令を解除したときは、直ちにその旨を公示するとともに、北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。</p> <p>(1) <u>避難勧告等</u>発令の発令者</p> <p>(2) 発令の理由</p> <p>(3) 発令日時</p> <p>(4) 避難の対象区域</p> <p>(5) 避難先</p>	<p>内閣府のガイドライン改正に伴う修正</p>
5-31	<p>第18節 災害警備計画</p> <p>(略)</p>	<p>第18節 災害警備計画</p> <p>(略)</p>	
5-32	<p>■応急対策の実施</p> <p>富良野警察署長は、次に掲げる応急対策を実施する。</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. <u>避難情報</u>の発令</p> <p>市長が発令することができないとき、又は市長から要求があったときに住民等に対し、<u>避難情報</u>を発令する。</p>	<p>■応急対策の実施</p> <p>富良野警察署長は、次に掲げる応急対策を実施する。</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. <u>避難勧告等</u>の発令</p> <p>市長が発令することができないとき、又は市長から要求があったときに住民等に対し、<u>避難勧告等</u>を発令する。</p>	<p>内閣府のガイドライン改正に伴う修正</p>

頁	修正案	現行	備考
5-31 5-34 5-35	<p>第19節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>■緊急輸送のための交通規制</p> <p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 緊急通行車両の確認手続</p> <p>北海道知事(上川総合振興局長)又は北海道公安委員会(富良野警察署長)は、振興局又は警察署及び交通検問所において、車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行う。</p> <p>確認をしたものについては、各車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。</p> <p>なお、緊急通行車両は、応急対策として概ね次に掲げる事項のために使用するものとする。</p> <p>(1) 警報の発令及び伝達並びに避難情報発令に関する事項</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>(資料編4-6:緊急通行車両確認証明書)</p>	<p>第19節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>■緊急輸送のための交通規制</p> <p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 緊急通行車両の確認手続</p> <p>北海道知事(上川総合振興局長)又は北海道公安委員会(富良野警察署長)は、振興局又は警察署及び交通検問所において、車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行う。</p> <p>確認をしたものについては、各車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。</p> <p>なお、緊急通行車両は、応急対策として概ね次に掲げる事項のために使用するものとする。</p> <p>(1) 警報の発令及び伝達並びに避難勧告等発令に関する事項</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>(資料編4-6:緊急通行車両確認証明書)</p>	
5-37	<p>第21節 食料供給計画</p> <p>(略)</p> <p>■実施責任</p> <p>1. 富良野市長 <u>被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。</u></p> <p>2. 北海道知事(上川総合振興局長) <u>必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。</u></p>	<p>第21節 食料供給計画</p> <p>(略)</p> <p>■実施責任</p> <p>1. 北海道農政事務所長 <u>救助法が発動された場合における応急用米穀の売却を行う。</u></p> <p>2. 北海道知事(上川総合振興局長) <u>救助法が発動され、市長からの要請があった場合に北海道農政事務所長と協議して応急用米穀の売却を受けて市に供給する。</u> <u>被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料の供給対策を行う。</u></p>	<p>北海道地域防災計画改定に伴う修正 (農林水産省の役割等の変更及び米穀の買入・販売等に関する基本要領の規定に基づく修正)</p>

頁	修正案	現行	備考
5-37	<p><u>3. 北海道農政事務所長</u> <u>農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。</u></p> <p>■食料の供給</p> <p>1. 主要食料 主要食料である米穀は、市内販売業者から調達することを基本とするが、応急用米穀を確保することが出来ないときは、上川総合振興局長を通じて北海道知事にその確保を要請する。この場合において、<u>必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官に直接、又は、上川総合振興局長を通じて北海道知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡しを要請する。</u></p> <p>2. ～3. (略)</p>	<p>■食料の供給</p> <p>1. 主要食料 主要食料である米穀は、市内販売業者から調達することを基本とするが、応急用米穀を確保することが出来ないときは、上川総合振興局長を通じて北海道知事にその確保を要請する。この場合において、<u>北海道知事は「災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、北海道農政事務所長に対して応急用米穀の売渡しについて協議し、北海道農政事務所長は、応急用米穀の売却・引渡しを行う。</u> <u>市長は、交通・通信の途絶のため、災害救助用米穀の引渡しに関する北海道知事の指示を受けられない場合には、緊急に引渡しを受ける必要のある数量について、北海道農政事務所旭川地域センター又は保管倉庫の責任者に対し直接引渡しを要請することができる。</u></p> <p>2. ～3. (略)</p>	
5-38	<p>■食料の供給対象者及び需要の把握等</p> <p>1. 供給対象者 食料の供給対象者は、次のとおりとする。 (1) <u>避難情報</u>に基づき避難場所に収容された者 (2) ～ (5) (略)</p>	<p>■食料の供給対象者及び需要の把握等</p> <p>1. 供給対象者 食料の供給対象者は、次のとおりとする。 (1) <u>避難勧告等</u>に基づき避難場所に収容された者 (2) ～ (5) (略)</p>	内閣府のガイドライン改正に伴う修正
5-39	<p>第22節 給水計画</p> <p>(略)</p> <p>■実施責任</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4. 重要給水施設</u> <u>人命に係る医療機関や防災拠点となる施設など、災害時においても特に優先して給</u></p>	<p>第22節 給水計画</p> <p>(略)</p> <p>■実施責任</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p>	市の優先的給水施設の明確化に伴う追記

頁	修正案	現行	備考
5-39	<p><u>水を確保することが必要な施設を重要給水施設として位置付ける。</u> <u>(資料編7-4 重要給水施設一覧)</u></p>		
5-42 5-43	<p>第25節 医療救護計画</p> <p>(略)</p> <p>■対象者及び対象者の把握</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 対象者の把握</p> <p>総務対策部<u>調査班</u>が中心となり、医療及び助産等の救護を要する者を迅速に把握して保健福祉対策部保健・医療班に連絡する。</p> <p>保健福祉対策部保健・医療班は、直ちに富良野医師会・旭川歯科医師会に対する派遣要請、医療救護所の設置、患者の救急輸送、収容、通信連絡の確保、医療資材の確保、手配等必要な措置を講ずる。</p> <p>(資料編9-20：災害時における医療救護活動に関する協定) (資料編9-22：災害時の歯科医療救護に関する協定) (資料編11-1：市内医療機関一覧)</p>	<p>第25節 医療救護計画</p> <p>(略)</p> <p>■対象者及び対象者の把握</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 対象者の把握</p> <p>総務対策部<u>情報支援班</u>が中心となり、医療及び助産等の救護を要する者を迅速に把握して保健福祉対策部保健・医療班に連絡する。</p> <p>保健福祉対策部保健・医療班は、直ちに富良野医師会・旭川歯科医師会に対する派遣要請、医療救護所の設置、患者の救急輸送、収容、通信連絡の確保、医療資材の確保、手配等必要な措置を講ずる。</p> <p>(資料編9-20：災害時における医療救護活動に関する協定) (資料編9-22：災害時の歯科医療救護に関する協定) (資料編11-1：市内医療機関一覧)</p>	
5-58	<p>第32節 行方不明者の搜索及び遺体の処理埋葬計画</p> <p>(略)</p> <p>■実施責任</p> <p>行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬については、市長（<u>総務対策部本部班及び市民対策部環境・防疫班</u>）が警察官の協力を得て行う。ただし、救助法が適用された場合には北海道知事の委任を受けて市長が行うこととなるが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、北海道知事の委託を受けた日赤北海道支部が行う。</p> <p>■実施の方法</p> <p>1. 行方不明者の搜索</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 搜索の実施</p> <p><u>総務対策部本部班</u>は、災害の種別、規模等を勘案して搜索の方法及び期間</p>	<p>第32節 行方不明者の搜索及び遺体の処理埋葬計画</p> <p>(略)</p> <p>■実施責任</p> <p>行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬については、市長（<u>総務対策部本部班及び市民対策部環境・防疫班</u>）が警察官の協力を得て行う。ただし、救助法が適用された場合には北海道知事の委任を受けて市長が行うこととなるが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、北海道知事の委託を受けた日赤北海道支部が行う。</p> <p>■実施の方法</p> <p>1. 行方不明者の搜索</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 搜索の実施</p> <p><u>総務対策部本部班</u>は、災害の種別、規模等を勘案して搜索の方法及び期間</p>	

頁	修正案	現行	備考
5-58	<p>を定め、警察官・消防機関に協力を要請し捜索を実施する。なお、被災の状況によっては関係機関や地域住民の協力を求める。</p> <p>(3) 警察署への通報</p> <p>総務対策部本部班は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を富良野警察署に通報する。</p> <p>ア 行方不明者の人員数</p> <p>イ 氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等</p> <p>ウ 行方不明となった日時</p> <p>エ 行方不明者が発見されると考えられる地域</p> <p>オ その他行方不明の状況</p>	<p>を定め、警察官・消防機関に協力を要請し捜索を実施する。なお、被災の状況によっては関係機関や地域住民の協力を求める。</p> <p>(3) 警察署への通報</p> <p>総務対策部本部班は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を富良野警察署に通報する。</p> <p>ア 行方不明者の人員数</p> <p>イ 氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等</p> <p>ウ 行方不明となった日時</p> <p>エ 行方不明者が発見されると考えられる地域</p> <p>オ その他行方不明の状況</p>	
5-70	<p>第39節 災害ボランティアとの連携計画</p> <p>(略)</p> <p>■災害ボランティアセンターの設置及び運営</p> <p>市内で震度6弱以上の地震が発生したとき、又は同程度の被害が発生したときは、ボランティア活動が迅速・円滑に行われるよう、市と社会福祉法人富良野市社会福祉協議会が協力し、災害ボランティアセンターを早期に富良野スポーツセンター又は富良野地域人材開発センターに設置する。ただし、被災状況等によっては、他の場所に設置することがある。</p> <p>災害ボランティアセンターでは、災害ボランティアの活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等を行う。市は随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として配置する。</p> <p>(資料編9 - 27 : 災害時におけるボランティア活動に関する協定)</p>	<p>第39節 防災ボランティアとの連携計画</p> <p>(略)</p> <p>■災害ボランティアセンターの設置及び運営</p> <p>市内で震度6以上の地震が発生したとき、又は同程度の被害が発生したときは、ボランティア活動が迅速・円滑に行われるよう、市と社会福祉法人富良野市社会福祉協議会が協力し、災害ボランティアセンターを早期に富良野市地域福祉センター内に設置する。ただし、被災状況等によっては、他の場所に設置することがある。</p> <p>災害ボランティアセンターでは、災害ボランティアの活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等を行う。市は随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として配置する。</p> <p>(資料編9 - 27 : 災害時におけるボランティア活動に関する協定)</p>	<p>字句修正</p> <p>設置場所変更に伴う修正</p>

頁	修正案	現行	備考
5-71 5-72	<p>第4 1 節 災害義援金受付（配分）計画</p> <p>（略）</p> <p>■義援金の受付及び配分</p> <p>日赤は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、日赤北海道支部が義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置し、被害状況に応じて義援金を罹災者に配分する。なお、委員会の運営方法については、北海道災害義援金募集（配分）委員会会則及び災害義援金事業（配分）要綱骨子に基づくものとする。</p> <p>市長（保健福祉対策部福祉班）は、全国各地からの義援金を受けけるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分する。</p> <p>（資料編3 - 1：北海道災害義援金募集（配分）委員会会則）</p>	<p>第4 1 節 災害義援金受付（配分）計画</p> <p>（略）</p> <p>■義援金の受付及び配分</p> <p>日赤は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、日赤北海道支部が義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置し、被害状況に応じて義援金を罹災者に配分する。なお、委員会の運営方法については、北海道災害義援金募集（配分）委員会会則及び災害義援金事業（配分）要綱骨子に基づくものとする。</p> <p>市長（保健福祉対策部避難所・要援護者班）は、全国各地からの義援金を受けけるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分する。</p> <p>（資料編3 - 1：北海道災害義援金募集（配分）委員会会則）</p>	
5-74 5-75	<p>第4 4 節 罹災証明の発行計画</p> <p>罹災証明の発行に関して、必要な事項を定める。</p> <p>■実施責任者</p> <p>総務対策部 (調査班) が担当する。</p> <p>■罹災証明等の交付体制の整備</p> <p>罹災証明は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たしていることから、平常時から住家被害の調査する職員の育成や、罹災証明書に関する行動規程等を整理し、遅滞なく交付できるよう、必要な業務の体制確保に努める。</p> <p>また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、当該台帳作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報を活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>（資料編4 - 7：罹災証明書・罹災証明発行記録）</p>	<p>第4 4 節 リ災証明の発行計画</p> <p>リ災証明の発行に関して、必要な事項を定める。</p> <p>■実施責任者</p> <p>総務対策部 (情報支援班) が担当する。</p> <p>■リ災証明等の交付体制の整備</p> <p>リ災証明は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たしていることから、平常時から住家被害の調査する職員の育成や、リ災証明書に関する行動規程等を整理し、遅滞なく交付できるよう、必要な業務の体制確保に努める。</p> <p>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、当該台帳作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報を活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>（資料編4 - 7：リ災証明書・リ災証明発行記録）</p>	<p>字句修正</p> <p>班名変更による修正</p> <p>北海道地域防災計画 改正に伴う修正</p>

頁	修正案	現行	備考
5-75	<p><u>第46節 石油類燃料供給計画</u></p> <p><u>災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給についての計画は、次のとおりである。</u></p> <p>■実施責任者</p> <p><u>1. 富良野市</u></p> <p><u>市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類暖房用燃料の確保に努める。</u></p> <p><u>（1） 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。</u></p> <p><u>（資料編9-48 災害時における石油類燃料の供給に関する協定）</u></p>	(新規)	北海道地域防災計画改定に伴う追記
5-76	<p><u>（2） 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。</u></p> <p><u>（3） 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めるとともに、調達所要が発生した際には、石油業協同組合と連絡調整を行う。</u></p> <p><u>（4） LPG については、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。</u></p> <p><u>（資料編9-35 災害発生時における富良野市都北海道エルピーガス災害愛作協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定）</u></p> <p><u>2. 北海道</u></p> <p><u>知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、北海道石油業協同組合連合会に対し、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）や市長等の要請に基づき円滑な供給が行われるよう要請を行う。</u></p> <p><u>また、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。</u></p> <p><u>3. 北海道経済産業局</u></p> <p><u>灯油、ガソリン等の燃料に関する需給・価格変動等の把握及び情報提供を行う。</u></p>		

頁	修正案	現行	備考
5-76	<p>■石油類燃料の確保</p> <p><u>災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対して協力を要請し、又は斡旋を求める。</u></p> <p><u>1. 市は、総務対策部 財政班を中心に、関係する 各対策部班と連携して行う。</u></p> <p><u>2. 道は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。</u></p> <p><u>また、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核 SS、住民拠点 SS 及び北海道地域サポート SS の営業状況等を把握し、市町村や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、住民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。</u></p>	(新規)	北海道地域防災計画改定に伴う追記

富良野市地域防災計画新旧対照表（第6章 火山対策計画）

審議事項	資料2
令和3年度	富良野市防災会議

頁	修正案	現行	備考								
6-1	<p>第2節 十勝岳の概況</p> <p>(略)</p> <p>■過去の火山活動 江戸時代末期の安政年間以来、1857、1887、1926、1962 および 1988～1989 年の5回顕著な噴火が発生している。 1926年の噴火では、中央火口丘「丸山」が爆発で崩壊、高温岩屑なだれが発生し、残雪を溶かして大規模な火山泥流を誘発した結果、上富良野などで144名が犠牲となった。 1962年の噴火では、火口近くの硫黄鉱山宿舎で、噴石のため死者5名、負傷者11名の災害となった。この噴火は歴史時代の噴火中最大規模で、噴煙は10km以上に達し、風下の広い地域で耕地や森林に被害を与えた。1988～1989年の噴火は、爆発的で火砕流や火砕サージを繰り返したが、規模は小さかった。最近では、2004年にごく小規模な水蒸気噴火が発生した。歴史時代の噴火は、すべてグラウンド火口域で発生している。最近の噴出物などの調査によると、過去4700年の間も活発な火山活動を繰り返し、溶岩流の流出や火砕流を生じている。また、この間7回の火山泥流が発生したとされている。噴煙活動が活発で、高温かつ有毒な火山ガスにも注意する必要がある。</p> <p>第3節 災害予防対策</p> <p>この計画は、過去の大きな被害をもたらしている十勝岳の噴火に対して、計画的な予防措置として。火山観測体制、警戒地区の体制を整理するとともに、避難体制等の確立を図ることを目的とする。</p>	<p>第2節 十勝岳の概況</p> <p>(略)</p> <p>■過去の火山活動 江戸時代末期の安政年間以来、1857、1887、1926、1962 及び 1988～1989 年の5回の噴火が発生している。 1926年の噴火では、中央火口丘「丸山」が爆発で崩壊、高温岩屑なだれが発生し、残雪を溶かして大規模な火山泥流を誘発した結果、上富良野などで144名が犠牲となった。 1962年の噴火では、火口近くの硫黄鉱山宿舎で、噴石のため死者5名、負傷者11名の災害となった。この噴火は歴史時代の噴火中最大規模で、噴煙は10km以上に達し、風下の広い地域で耕地や森林に被害を与えた。 1988～1989年の噴火は、爆発的で火砕流や火砕サージを繰り返したが、規模は小さかった。歴史時代の噴火は、すべてグラウンド火口域で発生している。最近の噴出物などの調査によると、過去3000年の間も活発な火山活動を繰り返し、溶岩流の流出や火砕流を生じている。また、この間5回の火山泥流が発生したとされている。噴煙活動が活発で、高温かつ有毒な火山ガスにも注意する必要がある。</p> <p>第3節 災害予防対策</p> <p>この計画は、過去の大きな被害をもたらしている十勝岳の噴火に対して、計画的な予防措置として。火山観測体制、警戒地区の体制を整理するとともに、避難体制等の確立を図ることを目的とする。</p>	<p>近年の調査研究結果に伴う字句修正 (北海道地域防災計画との整合性)</p>								
6-2	<p>■火山観測体制 十勝岳は、常時観測対象火山となっており、次の体制により震動、地殻変形観測、遠望観測を実施しているほか、計画的に火山機動観測班による観測を実施している。</p> <table border="1"> <tr> <td>担当官署名</td> <td>観測機器</td> </tr> <tr> <td>札幌管区气象台</td> <td>地震計、監視カメラ、GNSS、空震計、傾斜計</td> </tr> </table>	担当官署名	観測機器	札幌管区气象台	地震計、 監視 カメラ、 GNSS 、空震計、 傾斜計	<p>■火山観測体制 十勝岳は、常時観測対象火山となっており、また火山活動度ではAランクに分類されているため、次の体制により震動、地殻変形観測、遠望観測及び調査観測を実施しているほか、臨時に火山機動観測班による観測を実施している。</p> <table border="1"> <tr> <td>担当官署名</td> <td>観測機器</td> </tr> <tr> <td>札幌管区气象台</td> <td>地震計、遠望カメラ、GPS、空震計</td> </tr> </table>	担当官署名	観測機器	札幌管区气象台	地震計、 遠望 カメラ、 GPS 、空震計	<p>気象庁 活動度ランク不使用に伴う修正及び時点修正</p> <p>時点修正</p>
担当官署名	観測機器										
札幌管区气象台	地震計、 監視 カメラ、 GNSS 、空震計、 傾斜計										
担当官署名	観測機器										
札幌管区气象台	地震計、 遠望 カメラ、 GPS 、空震計										

頁	修正案	現行	備考
6-2	<p>第4節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>■火山現象に関する情報の収集及び伝達</p> <p>1. ～ 2. (略)</p>	<p>第4節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>■火山現象に関する情報の収集及び伝達</p> <p>1. ～ 2. (略)</p>	<p>北海道地域防災計画との整合性による追記</p>
6-3	<p><u>3. 噴火速報</u></p> <p><u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、以下のような場合に発表する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</u> <u>・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）</u> <u>・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</u> <p><u>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</u></p> <p><u>なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</u></p> <p><u>4. 火山の状況に関する解説情報（臨時）</u></p> <p><u>現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある」と判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</u></p> <p><u>5. 火山の状況に関する解説情報</u></p> <p><u>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</u></p>	<p><u>3. 火山の状況に関する解説情報</u></p> <p><u>—噴火予報又は噴火警報に係るある火山性地震の発生回数などの火山現象等について、一般及び関係機関に対して詳細かつ速やかに発表するものをいう。—</u></p> <p><u>—</u></p> <p><u>4. 火山活動解説資料</u></p> <p><u>—防災活動の利用に適合するように火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で、必要に応じ発表される。—</u></p>	

頁	修正案	現行	備考							
6-3	<p><u>6. 降灰予報</u></p> <p><u>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</u></p> <p><u>(1) 降灰予報(定時)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表する。</u> <u>・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。</u> <p><u>(2) 降灰予報(速報)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・噴火が発生した火山(※1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5~10分程度で発表する。</u> <u>・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。</u> 		北海道地域防災計画との整合性による追記							
6-4	<p><u>(※1): 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</u></p> <p><u>(3) 降灰予報(詳細)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・噴火が発生した火山(※2)に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20~30分程度で発表する。</u> <u>・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。</u> <p><u>(※2): 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。</u></p> <p><u>降灰量階級と降灰の厚さ</u></p> <table border="1" data-bbox="311 1480 828 1690"> <thead> <tr> <th>降灰量階級</th> <th>予想される降灰の厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量</td> <td>1mm以上</td> </tr> <tr> <td>やや多量</td> <td>0.1mm以上 1mm未満</td> </tr> <tr> <td>少量</td> <td>0.1mm未満</td> </tr> </tbody> </table>	降灰量階級		予想される降灰の厚さ	多量	1mm以上	やや多量	0.1mm以上 1mm未満	少量	0.1mm未満
降灰量階級	予想される降灰の厚さ									
多量	1mm以上									
やや多量	0.1mm以上 1mm未満									
少量	0.1mm未満									

頁	修正案						現行	備考
6-5	降灰量階級ととるべき行動等							北海道地域防災計画との整合性による追記
	名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響		
		厚さ キー ワード	イメージ		人		道路	
		路面	視界					
	多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある	
	やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなる おそれがある (およそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始)	稲等の農作物が収穫できなくなったり(※1)、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある	
	少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可(※1)	
	(※1) 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による設定							

頁	修正案	現行	備考
6-5	<p><u>7. 火山ガス予報</u> <u>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。</u></p>		北海道地域防災計画との整合性による修正
6-6	<p><u>8. 火山現象に関する情報等</u> <u>(1) 火山活動解説資料</u> <u>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</u> <u>(2) 月間火山概況</u> <u>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。</u> <u>(3) 噴火に関する火山観測報</u> <u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</u></p> <p><u>9. 火山現象警報、火山現象予報等の発表官署</u> 本道における全ての火山に係わる火山現象警報、火山現象予報等の発表は、札幌管区気象台が行う。</p> <p><u>10. 異常現象発見者の通報義務及び通報先</u> 火山の異常現象を発見した者は、直ちに市長に通報するものとし、市長は旭川地方気象台に対してその旨を直ちに通報するものとする。</p> <p><u>11. 火山現象警報及び火山現象予報等の伝達</u> (1) 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報等の伝達は、火山現象警報及び火山現象予報伝達系統図（別図2P6-5）によるものとする。 (2) 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報等の通報及び伝達 北海道知事から通報を受けたときは、市長は火山現象警報及び火山現象予報伝達系統図に基づき関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。 この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をする。</p>	<p><u>5. 火山現象警報、火山現象予報及び火山の状況に関する解説情報、火山活動解説資料の発表官署</u> 本道における全ての火山に係わる火山現象警報、火山現象予報及び火山の状況に関する解説情報、火山活動解説資料の発表は、札幌管区気象台が行う。</p> <p><u>6. 異常現象発見者の通報義務及び通報先</u> 火山の異常現象を発見した者は、直ちに市長に通報するものとし、市長は旭川地方気象台に対してその旨を直ちに通報するものとする。</p> <p><u>7. 火山現象警報及び火山現象予報の伝達</u> (1) 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の伝達は、火山現象警報及び火山現象予報伝達系統図（別図2P194）によるものとする。 (2) 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の通報及び伝達 北海道知事から通報を受けたときは、市長は火山現象警報及び火山現象予報伝達系統図に基づき関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。 この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をする</p>	

頁	修正案	現行	備考
6-8	<p>■別図2 火山現象警報及び火山現象予報伝達系統図</p>	<p>■別図2 火山現象警報及び火山現象予報伝達系統図</p>	<p>伝達系統変更に伴う修正</p>

富良野市地域防災計画新旧対照表（第7章 事故災害対策計画）

審議事項	資料2
令和3年度	富良野市防災会議

頁	修正案	現行	備考
7-24	<p>第7章 事故災害対策計画</p> <p>第1節～第7節 （略）</p> <p><u>第8節 大規模停電対策計画</u></p> <p><u>この計画は、大規模停電災害により、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について必要な事項を定める。</u></p> <p>■災害予防</p> <p><u>関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。</u></p> <p>1. 実施事項</p> <p><u>(1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社</u></p> <p><u>ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。</u></p> <p><u>ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。</u></p> <p><u>(2) 北海道経済産業局</u></p> <p><u>ア 電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 北海道産業保安監督部</u></p> <p><u>ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。</u></p> <p><u>イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。</u></p>	<p>第7章 事故災害対策計画</p> <p>第1節～第7節 （略）</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>北海道地域防災計画 改正に伴う追記</p>
7-25			

頁	修正案	現行	備考
7-25	<p><u>(4) 防災関係機関</u></p> <p><u>ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。</u></p> <p><u>イ 非常用電源を整備するとともに、定期点検や燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。</u></p> <p><u>ウ 市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。</u></p> <p><u>エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。</u></p> <p><u>カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(5) 病院等の防災上重要な施設</u></p> <p><u>病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。</u></p> <p>■災害応急対策</p> <p>1. 情報通信</p> <p><u>大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>	<p>北海道地域防災計画 改正に伴う追記</p>
7-26	<p><u>(1) 情報通信連絡系統</u></p> <p><u>大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別図8 情報通信連絡系統図（P7-34）のとおりとする。</u></p> <p><u>(2) 実施事項</u></p> <p><u>ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。</u></p> <p><u>イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。</u></p> <p><u>ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。</u></p>		

頁	修正案	現行	備考
7-26	<p><u>2. 災害広報</u></p> <p><u>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第4章第7節及び第5章第14節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。</u></p> <p><u>(1) 実施機関</u></p> <p><u>市、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社</u></p> <p><u>(2) 実施事項</u></p> <p><u>実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。</u></p> <p><u>ア 停電及び停電に伴う災害の状況</u></p> <p><u>イ 関係機関の災害応急対策に関する情報</u></p> <p><u>ウ 停電の復旧の見通し</u></p> <p><u>エ 避難の必要性等、地域に与える影響</u></p> <p><u>オ その他必要な事項</u></p> <p><u>3. 応急活動体制</u></p> <p><u>(1) 富良野市</u></p> <p><u>市長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</u></p> <p><u>(2) 北海道</u></p> <p><u>知事は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて北海道地域防災計画第3章第1節「組織計画」の定めるところにより災害応急対策を実施する。</u></p>	(新規)	北海道地域防災計画 改正に伴う追記
7-27	<p><u>(3) 防災関係機関</u></p> <p><u>関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。</u></p> <p><u>(4) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社</u></p> <p><u>ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となって災害応急対策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。</u></p> <p><u>ウ 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。</u></p>		

頁	修正案	現行	備考
7-27	<p><u>4. 消防活動</u> <u>大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。</u> <u>ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助</u> <u>イ 火災発生に対する迅速な消火活動</u> <u>ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送</u></p> <p><u>5. 医療救護活動</u> <u>市は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。</u> <u>その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第4章第19節及び第5章第25節「医療救護計画」の定めにより実施する。</u></p> <p><u>6. 交通対策</u> <u>災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第12節及び第5章第19節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 北海道警察</u> <u>信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。</u></p> <p><u>(2) 道路管理者</u> <u>ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じ必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。</u></p> <p><u>7. 避難所対策</u> <u>大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第4章第9節及び第5章第16節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。</u></p>	(新規)	北海道地域防災計画 改正に伴う追記
7-28	<p><u>8. 応急電力対策</u></p> <p><u>(1) 緊急的な電力供給</u> <u>北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、市や道等と優先度を協議のうえ、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 通信機器等の充電対策</u> <u>関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。</u></p>		

頁	修正案	現行	備考
7-28	<p><u>9. 給水対策</u> 市（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。</p> <p><u>10. 石油類燃料の供給対策</u> 市及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第4章第41節及び第5章第46節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。</p> <p><u>11. 防犯対策</u> 北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。</p> <p><u>12. 自衛隊派遣要請</u> 知事等法令で定める者は、第4章第32節及び第5章第36節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。</p> <p><u>13. 広域応援</u> 市、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第33節及び第5章第37「広域応援受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。</p>	(新規)	北海道地域防災計画 改正に伴う追記
7-34	<p>別図8 大規模停電に係る情報通信連絡系統図</p> <p>※上記のほか、北海道電力株式会社と北海道の管理職によるホットラインを設置</p>	(新規)	北海道地域防災計画 改正に伴う追記